



iges
2009年度 年報

CONTENTS 目次

はじめに	1
IGESの概要	3
研究活動	7
気候変動	8
市場メカニズム	10
バイオ燃料	12
森林保全	14
淡水	16
廃棄物・資源	18
ビジネスと環境	20
能力開発と教育	22
政策ガバナンス	24
経済と環境	26
プログラム・マネージメント・オフィス (PMO) の活動	28
研究活動拠点・機関	31
海外事務所の活動	32
国内拠点・機関の活動	34
政府間プログラム・ネットワーク等との連携	35
情報発信・アウトリーチ	37
資料編	41
財務諸表	42
財団概要	44
寄附行為	47

はじめに

FOREWORD



持続可能な社会の実現に向けたダイナミックな国際連携の中で、 IGES は中核的な役割を一層担っていきます。

(財)地球環境戦略研究機関
理事長 浜中 裕徳

財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES) は、1998年に日本政府のイニシアティブと神奈川県との支援により設立され、アジア太平洋地域の持続可能な開発の実現に向けて、地球環境問題に関する実践的な戦略研究を行っています。

第4期統合的戦略研究計画 (2007年4月～2010年3月) の最終年である2009年度は、気候政策、市場メカニズム、バイオ燃料、森林保全、淡水、廃棄物・資源、ビジネスと環境、能力開発と教育の各研究プロジェクトを実施し、当期の研究を総括し着実に所期の成果をあげるよう努めてきました。また、これらプロジェクトをプログラム・マネージメント・オフィスが調整し、アジア太平洋地域の多様な政策ニーズに即した分野横断的研究を積極的に行いました。

設立10周年を経たIGESでは、次なる10年への第一歩として、アジア太平洋地域が直面する主要な政策課題について広範な議論を行う「持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム (ISAP)」を2009年6月に新たに立ち上げました。第一回目となるISAP2009では、「コペンハーゲンに向けて：低炭素で持続可能なアジア太平洋を実現する新たな道筋」を主要テーマに、国内外から500名を超える参加者を迎え、最新の研究成果の共有や具体的な方策についての検討を行い、低炭素で持続可能なアジア太平洋を実現するための革新的な提案を発表しました。また、12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催された国連気候変動枠組条約第15回締約国会議 (COP15) 及び京都議定書第5回締約国会合 (CMP5) では、「低炭素社会の構築」「適応」「REDD」といったアジア途上国を含む地球規模の将来枠組みを構築する上での重要課題につ

いてサイドイベント等を開催し、これまでの研究成果に基づく政策提言をアジアの視点から積極的に行いました。さらに、2009年度には、さまざまな国際的なフォーラムやネットワークとの連携強化を図りました。これまで事務局として係ってきたアジア太平洋環境開発フォーラム (APFED)、3Rイニシアティブ、北九州イニシアティブ等に加え、4月には「低炭素社会国際研究ネットワーク (LCS-RNet)」の事務局に新たに就任し、低炭素社会の構築に向けた国際的な研究全体を支援することになりました。また、6月にはIGESがアジア太平洋水フォーラム「水知識ハブ」の地下水担当機関に任命され、地下水に関する知識共有・能力開発の活動拠点となったほか、10月に設立された「アジア太平洋地域適応ネットワーク」の運営をアジア工科大学/国連環境計画アジア太平洋地域資源センター (AIT/UNEP RRC.AP) と共同で担当する等、持続可能な社会の実現に向けたダイナミックな国際連携の中で、IGESが中核的な役割を一層担うことになりました。

2010年4月からは、新たに第5期統合的戦略研究計画 (2010年4月～2013年3月) を開始しています。IGESでは、これまでの研究活動を通じて蓄積した成果を基盤に、多岐にわたる関係者の皆様との連携をさらに深めながら研究活動を進め、アジア太平洋地域の現実に即した革新的・戦略的な政策提言を通じて、同地域における持続可能な開発の実現に資する政策形成に積極的に関与していきたいと考えています。

今後とも、IGESの研究活動に対しまして、変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

IGESの概要

OUTLINE OF IGES

IGESが目指すもの ～アジア太平洋発の地球環境戦略～

MISSION AND GOALS – GLOBAL ENVIRONMENTAL STRATEGIES FROM THE ASIA-PACIFIC REGION –

アジア太平洋地域では急速な経済発展とともに人口増加や都市化が進行する一方で、依然として貧困の軽減が大きな課題となっています。地域的な経済統合に向けた取り組みが進められ、経済の更なる発展と貧困の軽減のための新たな機会がもたらされようとしていますが、このような動向は同時に、森林の消失や、大気や河川の汚染、廃棄物の増大など、自然資源や環境への負荷の増大を加速させるおそれがあります。また、世界的に喫緊の課題である地球温暖化については、アジア太平洋地域は温室効果ガスの一大発生源であると同時に、地域の経済、社会、そして人々の生活が、その影響を最も深刻に被ると懸念されています。

IGESの使命は、こうした様々な課題に対峙しながら、50年後、100年後を見据え、アジア太平洋地域において持続可能な開発を実現するための戦略を立て、実効性ある政策を提言することです。地球温暖化をはじめとする環境問題の解決に向けた国際的な取り組みにおいて、アジア太平洋地域が今後果たす役割への期待や要請はますます高まっています。アジア太平洋地域は経済や政治、文化、自然環境の面で多様性に富んでおり、各地域の状況を適切に踏まえて政策提言を行うことが極めて重要です。

IGESは、これまで培ってきた多様な関係者(ステークホルダー)との協力関係をさらに拡充することにより、アジア太平洋の視点から戦略的な政策研究を遂行するとともに、その成果を世界に向けて広く発信し、持続可能な社会の実現に貢献していきたいと考えています。



アプローチ

APPROACH

- **国際的な環境戦略研究の実施**

IGESは、地球環境問題に取り組む国際的な戦略研究機関*です。IGESは、実際の問題に立脚した問題解決型かつ多面的・学際的研究を行うと共に、その成果を現実の政策形成過程に適用可能なものとするを旨としており、特定の国の利害にとらわれないグローバルな観点から、環境問題の解決に役立つ政策や制度の提案を行います。

*国連経済社会理事会 (UN/ECOSOC) の特別協議資格を取得 (2003年4月)

- **アジア太平洋地域の持続可能な開発の実現にフォーカス**

IGESは、世界の中でも特に産業活動や人口が飛躍的に増大し、今後更に地球環境に大きな影響を及ぼすであろうアジア太平洋地域における持続可能な開発を主要な研究ターゲットとしています。

- **研究成果の積極的なアウトリーチと具現化**

IGESは、単なる学術研究を超えた政策志向型の研究機関です。研究成果を、国際機関、各国政府、地方自治体などの政策形成や、企業、NGO、市民の行動に反映させることを目指し、多様な関係者(ステークホルダー)に向けた政策提言として積極的に発信します。

国際的戦略研究

アジア太平洋地域に
フォーカス

アウトリーチ

持続可能な社会の実現に向けた
政策形成への反映

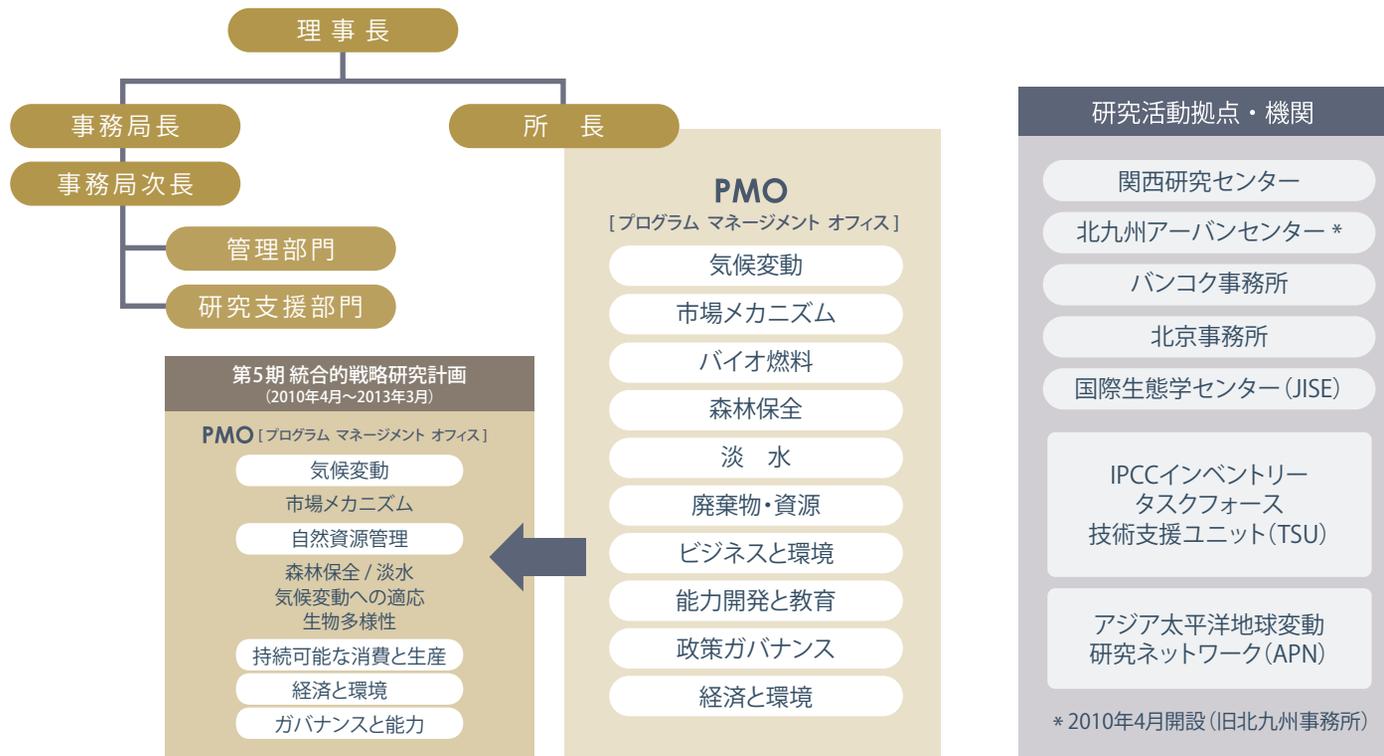
IGESの研究活動

IGES' RESEARCH ACTIVITIES

IGESでは、3年を一期とする研究計画により、アジア太平洋地域のニーズに基づいた実践的な研究を行っています。2009年度には、第4期統合的戦略研究計画(2007年4月～2010年3月)に基づき、各研究間の調整や分野横断的研

究を行うプログラム・マネージメント・オフィス(PMO)の下で、広範な研究を実施しました。また、国内外の研究拠点や政府間プログラム・ネットワーク等との連携を通じて幅広い研究活動を行いました。

IGESの研究活動体制





研究活動

RESEARCH ACTIVITIES

気候変動

CLIMATE CHANGE



01 研究の目的・概要

地球温暖化対策を一層促進する上で、アジア太平洋地域が果たすべき役割はますます重要になっています。2009年度は、アジアの持続可能な開発に寄与する効果的な気候政策の提案を目指し、「2013年以降の気候枠組み」「コベネフィット」「適応」等のテーマを中心に研究を実施しました。

02 2009年度の主な研究活動

2013年以降の気候枠組み

本研究では、京都議定書第一約束期間後の国際的な枠組みの構築に研究の焦点を当て、アジアの視点から政策課題の検討を行いました。

2009年5月に米国・ワシントンDCで開催した「低炭素社会実現のための温暖化対策に関する日米ワークショップ」では、日米の気候変動政策全般と中長期の排出削減に向けた道筋等について、両国の政府関係者及び専門家と意見交換を行いました。

また、アジアにおける持続可能な低炭素型発展をテーマとした非公式政策対話を中国・北京(2009年9月)とインド・ニューデリー(2009年10月)で実施し、都市レベルで低炭素型発展モデルを構築することの必要性やアジア途上国における計測・報告・検証(MRV)可能な緩和行動を実現する上での能力支援の重要性といった議論の結果を2009年12月のCOP15サイドイベントの場で提言しました。さらに、2010年2月には政策対話「インドネシアとアジアにおける持続可能な低炭素発展:グリーン成長に関する政策決定者と科学者の対話」をインドネシア・ボゴールで開催し、低炭素発展に向けたインドネシアの具体的な政策オプションや課題について政府各省庁と専門家の間で検討を行いました。



非公式政策対話
(中国・北京及び
インド・ニューデリー)



政策対話「インドネシアとアジアにおける
持続可能な低炭素発展」

コベネフィット

本研究では、重要部門（運輸・農業・廃棄物管理等）のエネルギー効率に焦点を当て、持続可能な開発に資する「コベネフィット」*を最大化するための方策を検討しました。

2009年6月の「持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム (ISAP2009)」(葉山)では、アジアにおいてコベネフィットアプローチを促進する方策を検討し、大気質改善につながる短寿命温暖化関連物質の削減政策やコベネフィットをもたらすプロジェクトに対する優遇策の適用等を提案しました。また、2009年10月の「アジア太平洋コベネフィットネットワーク会合」(タイ・バンコク)においてコベネフィットの取り組みにおける大気、水、廃棄物、気候分野間の協力の重要性を指摘し、2010年3月の「コベネフィットアプローチ推進セミナー：現状と今後の展望」(タイ・バンコク)では創設が提言された「アジアコベネフィットパートナーシップ」の暫定事務局に就任し、コベネフィットに関する国際連携において中心的な役割を果たすことになりました。

* 温暖化対策によって、大気汚染改善やエネルギー効率改善、経済発展等の面でもたらされる効果。

適応

地球温暖化対策では、温室効果ガスの排出緩和とともに、温暖化の影響に対処するための適応能力の向上も重要な課題です。

本研究では、気候変動の影響を非常に受けやすい農業や水資源部門における適応策を国・地域レベルの開発政策に組み込む「主流化」の促進に焦点を当て、研究成果を学術誌等で発表しました。

また、適応能力の育成や政策立案に向けた知見・技術の集約を図り、気候変動に対して脆弱なアジア太平洋地域において効果的な適応策の実施を支援する「アジア太平洋地域適応ネットワーク」の設立(2009年10月)にあたっては、アジア工科大学/UNEPアジア太平洋地域資源センター(AIT/UNEP RRC, AP)と共にネットワークの運営を担うことになりました。さらに、2009年12月

のCOP15では、「気候変動適応のための情報及び知識の必要性に関するハイレベル円卓会議」において、ネットワークを通じて適応研究の成果を域内の政府・研究機関に対して積極的に提言していくことを表明しました。

03 主な出版物

- IGES編「地球温暖化対策と資金調達：地球環境税を中心に」(中央法規出版)
- 研究レポート「Measures of Adaptation to Climate Change and Variability (Adaptation Metrics)」
- IGES Briefing Notes on the Post-2012 Climate Regime: 「A Measurable, Reportable and Verifiable (MRV) Framework for Developing Countries」 「Governing the Post-2012 Financial Mechanism: Engagement, Effectiveness, Efficiency and Expertise」

2009 CLOSE-UP 2009 クローズアップ

地球温暖化対策と資金調達の議論を喚起

IGESの研究成果をもとに、2009年11月に「地球温暖化対策と資金調達：地球環境税を中心に」を中央法規出版より刊行しました。

温暖化をはじめとする地球環境問題の解決に多額の資金が求められる中、本書では資金調達の必要性及び求められる資金規模について概観し、これまで国内外で行われてきた交渉・議論の論点や課題を整理しました。その上で、現在世界で提案されている42の資金

メカニズム(炭素税型、排出量取引制度からの調達型、通貨取引税型、輸送課税・負担金賦課型、国家予算による資金拠出・信用創出型、炭素クレジット付与による資金誘導型等)について詳細な分類・評価を行いました。

また、本書の基礎情報をもとに2009年12月にIGES地球環境セミナーを東京で開催し、温暖化対策の資金メカニズムに関する議論を一般に広く喚起しました。

市場メカニズム

MARKET MECHANISM



01 研究の目的・概要

温室効果ガスの排出削減を効果的に進める上で、クリーン開発メカニズム(CDM)や排出量取引等の市場メカニズムは大変重要な役割を果たします。2009年度は、市場メカニズムの制度に関して企業等にわかりやすく伝えることによって、市場メカニズムの効果的な導入・実施を支援するとともに、制度に影響を受ける企業等の視点を政策立案者に伝えることで、実効的な政策立案への貢献を目指しました。

02 2009年度の主な研究活動

アジアにおけるCDMのキャパシティ・ビルディング

CDMの円滑な実施に向けて、アジアの7か国(中国、インド、インドネシア、タイ、フィリピン、カンボジア、ラオス)を対象に各国のニーズに応じた研修や、CDMプロジェクトとして国連に登録されるためのプロセス全般(プロジェクト設計書の作成、ホスト国政府承認審査手続き、有効化審査の対応等)に関する支援等を活発に展開しました。2009年6月には日中友好環境保全センターとCDM分野の協力実施に関する覚書を締結し、中国国内の指定運営組織(DOE)審査員を対象としたキャパシティ・ビルディングを新たに開始しました。

また、CDMプロセスの長期化が懸念される中、これまでの活動で得られた経験を基に、国連へのCDM登録手続きの簡素化をはじめとするCDM制度改革に向けた研究を進め、国連プロセスへのインプットを積極的に



カンボジアでのワークショップ



ラオスでのセミナー



IGES CDMキャパシティビルディング京都総会

行いました。2009年5月には国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局に対して「CDM運用の効率性及び改善機会に関する提案」を提出したほか、2009年6月のUNFCCC第30回補助機関会合 (SB30、ドイツ・ボン) においてサイドイベント「将来気候枠組みに向けたCDM



SB30サイドイベント

の改革について」を開催し、戦略的な政策提案を行いました。また、9月には、後発発展途上国におけるCDMを促進する優遇策の導入をUNFCCC下のCDM理事会に対してカンボジア政府と共同で提案しました。このようなIGESの一連の取り組みはCDM制度改革の国際的な議論に影響を与えており、12月にデンマーク・コペンハーゲンで開催された京都議定書第5回締約国会合 (CMP5) では、特定の再生可能エネルギープロジェクトの追加性証明に関して簡素化された手続きが決定されました。

京都メカニズムの普及促進

CDMに関する出版物やデータベースの拡充を図り、CDMの基本的情報をまとめた「CDM in Charts」、「図解京都メカニズム」、「CDM国別ハンドブック」等の出版物及び各種データベース・分析をタイムリーに更新しました。

排出量取引に関する研究

国内外で排出量取引制度への関心が高まる中、2009年10月に排出量取引セミナー「海外制度、国際リンク、国際交渉に関する最新動向」を東京で開催し、世界の排出量取引制度や国際リンクに取り組んでいる国際炭素行動パートナーシップ (ICAP) の最新動向について報告しました。また、日本・韓国両国の排出量取引について詳しく紹介するワークショップを韓国・ソウルで実施し、双方の制度について情報共有を図りました。

03 主な出版物・データベース

- 京都議定書関連情報
 - CDM in CHARTS
 - 温室効果ガス排出量データ
 - 国別登録簿データベース
- CDM/JIデータベース
 - CDMプロジェクトデータベース&分析
 - CDM再審査・却下プロジェクトデータベース&分析
 - CDM投資分析データベース
 - プログラムCDMデータベース
 - JIプロジェクトデータベース
- その他CDM関連情報
 - CDM国別ハンドブック
 - 排出削減計算シートシリーズ

2009 CLOSE-UP 2009 クローズアップ

CDMプロセスの長期化に対し改革案を提示

IGESは、2009年6月9日に国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第30回補助機関会合 (SB30) のサイドイベントとして、「将来気候枠組みに向けたCDMの改革について」をドイツ・ボンで開催しました。

イベントでは、CDMプロセスの複雑さが登録やクレジット発行に至る期間の長期化をもたらし、CDM事業者のインセンティブ低下につながる点を指摘し、IGESがこれまでに行ったCDMキャパシティ・ビルディング活動から得られた知見やCDMに関するデータ分析を

基に、後発発展途上国 (LDC) における特定プロジェクトに関する追加性証明の免除や、事業者の負担軽減といった具体的な改革案を提案しました。

また、将来気候枠組みに関する特別作業部会におけるCDMの議論について触れ、セクター別クレジットメカニズム (SCM) 等の新しい手法に関心が高まる中、CDMによる持続可能な開発への貢献を促進することの重要性を改めて示唆しました。

バイオ燃料

BIOFUELS



01 研究の目的・概要

バイオ燃料に世界の関心が集まる中、環境や貧困問題に配慮したバイオ燃料政策が求められています。2009年度は、アジアにおけるバイオ燃料利用のコストと便益の評価及びバイオ燃料の利用を環境や持続可能な開発の観点から最適にするための政策の提言を、交通部門を中心に目指しました(持続可能なバイオ燃料利用に関する2つの共同研究*に基づき実施)。

* 東京大学サステナビリティ連携学機構(IR3S)、農業・食品産業技術総合研究機構(NARO)、国際連合大学高等研究所(UNU-IAS)及び大阪大学との共同研究「アジア太平洋地域を中心とする持続可能な発展のためのバイオ燃料利用戦略に関する研究」(2008～2010年度)及び慶應義塾大学及び国立環境研究所(NIES)との共同研究「バイオマス資源持続利用への環境管理技術の開発」(2007～2009年度)

02 2009年度の主な研究活動

アジアの交通部門における持続可能なバイオ燃料利用に関する政策研究

中国、インド、インドネシア及び日本をケーススタディー対象国として、生産・利用されているさまざまなバイオ燃料毎の生産方法や消費パターン等を調査し、アジア地域における概況の整理を進めたほか、経済モデル分析をもとにした定量分析を実施しました。

ケーススタディーの結果、途上国では、潜在的な食料と燃料との競合や、土地利用形態の変化による環境への影響について懸念が深まり、食料作物からのバイオ燃料生産を制限する政策の導入(中国、インド)、あるいはより慎重な政策への移行(インド、インドネシア)が明らかになりました。また、生産コストの高さやバイオ燃料代替原料から生産への移行の難しさが共通の問題として浮かび上がっており、日本においても、第二世代のバイオ燃料開発に重点がおかれているものの、大規模な商業生産を可能にする技術の開発までは至っていないことが判明しました。また、定量分析として行った日本の仮想バイオ燃料政策によるシミュレーションからは、関税の軽減がバイオ燃料の輸入を大幅に増加させ、輸出国での生産に影響を与えること、ならびに税制グリーン化が日本のバイオ燃料生産・消費・CO₂排出量に影響を与えることが示されました。

これら一連の研究成果を学術誌等で発表したほか、バイオ燃料政策が長期的観点からエネルギー、





農業、科学技術等の幅広い政策と統合されるべきであるとした提言を2009年6月の「持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム (ISAP2009)」(葉山)や2009年10月の「持続可能なエネルギー作物とバイオ燃料開発に関する国際ワークショップ」(中国・北京)、2010年1月の「持続可能な未来に関する国際シンポジウム—ライフサイクル思考 (ISSF2010)」(インド・ムンバイ)等の機会に発表しました。

また、東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA) 持続的バイオマス作業部会によるバイオ燃料の持続可能性評価に関するガイドラインの現地調査に加わったほか、バイオ燃料の持続可能性基準に関するマルチステークホルダー・イニシアティブ「持続可能なバイオ燃料のための円卓会議 (RSB)」に参加し、研究成果をもとに、持続可能なバイオ燃料の原則や基準策定における国際的な議論に貢献しました。

03 主な出版物

- N. Matsumoto, D. Sano, and M. Elder (2009) “Biofuel Initiatives in Japan: Strategies, Policies, and Future Potential.” *Applied Energy* 86 (2009) S69-S76.
- P. S.V.R.K and M. Elder (2009) “Biofuels and Resource Use Efficiency: Back to Basics.” *Applied Energy* 86 (2009) S30-S36.

2009 CLOSE-UP 2009 クローズアップ

インドのバイオ燃料開発に向けた提言

IGESは、2010年1月11日～13日にインド・ムンバイで開催された「持続可能な未来に関する国際シンポジウム—ライフサイクル思考 (ISSF2010)」(主催: インディラガンディー開発研究所)を後援し、持続可能なバイオ燃料利用に関するセッションを実施しました。

シンポジウムには、政策担当者、専門家、企業の担当者等幅広い関係者が参加し、エ

ネルギー部門の持続可能性に関する研究・政策について議論を深めました。シンポジウム直前の2009年12月末にインド政府がバイオ燃料に関する国家政策を発表したことから、IGESのセッションは大きな関心を集め、持続可能なバイオ燃料利用に向けた研究成果の報告に加え、インドにおけるバイオ燃料開発について活発なパネル討論を行いました。



森林保全

FOREST CONSERVATION



01 研究の目的・概要

アジア太平洋地域で持続可能な森林管理を促進するためには、住民の生計や森林を利用する権利の公正性を確保することが重要です。そのためには、地方・国家・国際レベルでの森林関連法制度の強化や改革が必要であり、2009年度は、「途上国における森林減少・劣化による排出削減 (REDD)」「木材の政府調達政策の強化」「違法な木材貿易を阻止する税関の役割」「森林認証の推進」等の課題に取り組み、政策形成につながる研究を進めました。

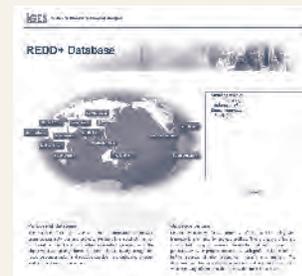
02 2009年度の主な研究活動

途上国における森林減少・劣化による排出削減 (REDD)

2007年の国連気候変動枠組条約第13回締約国会議 (COP13) において、途上国における森林減少・劣化抑制努力を温暖化防止対策の一つとして検討することが合意されて以来、国家REDD準備活動と実証活動を支援するための国際的な資金の流れが活発化しています。IGESでは、REDD実証活動の設計・実施に関する研究を現地機関と行ったほか、インドネシア及びベトナムの国家REDD戦略に関する評価を実施しました。また、2010年2月から3月にかけて、カンボジア、ベトナム、インドネシア及びパプアニューギニアでREDD政策形成やプロジェクトへの参加に向けたステークホルダー、特に市民社会を対象とする人材育成ワークショップを開催しました。このほか、REDDプロジェクトの概要を提供するREDDオンラインデータベースを作成・公開しました。



REDD人材育成ワークショップ



REDDオンラインデータベース

木材の政府調達政策の強化

日本を含む多くの木材輸入国において、違法かつ持続可能でない木材の調達を回避するべきとの認識が高まっています。本研究では、日本の木材公共調

達政策について評価するとともに、他国の先進的な政策との比較分析を進め、研究成果をもとに、国の公共調達政策を促進させるため公的機関に助言を行う独立した専門機関の設置を日本政府に提言しました。

違法な木材貿易を阻止するための税関の役割評価及び強化

木材貿易が違法伐採を促す可能性について懸念が示される中、本研究では、違法な木材貿易を阻止するための税関間の協力について研究を行い、協力関係を促進するフレームワークについて検討を行いました。2009年10月には「違法な木材貿易阻止に向けた税関間の協力」ワークショップをタイ・バンコクでNGO(The Nature Conservancy)と開催し、アジア各国の森林・税関担当官及び国際機関の代表が、IGESの研究成果をもとに、違法な木材貿易阻止に向けた税関間の協力を促進する効果的な選択肢と具体的な方策について意見交換を行いました。



税関間の協力に向けたワークショップ

小規模林業事業への森林認証導入を促進するためのモデル評価

森林認証制度が村落社会にとってより身近なものとなるよう評価を行いました。報告書「Forest Management and Product Certification Service in Papua New Guinea」(英文)をまとめ、パプアニューギニアにおける国家森林管理基準の改定に際して研究成果をインプットしたほか、「汎ASEAN木材認証イニシアティブ」に向けて合法的な森林管理からの木材の流通・加工過程を認証する(CoC認証)ガイドラインを策定しました。

森林法制度改革の評価

本研究では、ロシア、フィリピン、インド、タイ及びマレーシアにおける森林法制度改革について、改革によりもたらされる住民参加や森林管理の便益を考察するとともに、森林保全に及ぼす影響といった視点から分析・評価を行いました。

03 主な出版物

- Forest Management and Product Certification Service, PNG: Socio-Economic Impact Survey
- Chain-of-Custody Guidelines: Pan-ASEAN Timber Certification Initiative
- From Shifting Cultivation to Sustainable Livelihood Creation: Strengthening Marginalised Communities through Institutional Development and Microfinance for Agroforestry and Energy-efficient Technologies
- Preparing for REDD: Lessons from the Indonesian Experience
- 「生物多様性と温暖化—森林保全策としての森林認証とREDD」
『生物多様性・生態系と経済の基礎知識:わかりやすい生物多様性に関わる経済・ビジネスの新しい動き』(中央法規出版)

2009 CLOSE-UP 2009 クローズアップ

地域フォーラムを通じて持続可能な森林管理に関する研究成果を発表

IGESは、アジア太平洋地域における持続可能な森林管理に向けて、政府・国際機関・市民団体等が協力を行うアジア森林パートナーシップ(AFP)の活動に積極的に関わっています。

2009年5月27日～29日にインドネシア・バリで開催された第8回AFP会合では、IGESが運営委員会の議長を務めたほか、カンボジアとインドネシアにおけるREDDパイロットプロジェクトの比較分析から得られた成果を示し、REDDプロジェクトの設計・実施における地域コ

ミュニティーの参加と対話を促す提言を行いました。



淡水

FRESHWATER



01 研究の目的・概要

人々の生活に不可欠な安全な水資源の確保は、アジア太平洋地域において緊急に取り組むべき課題のひとつです。2009年度は、地下水をはじめとする戦略的水質管理の政策研究を行ったほか、アジア域内の水環境保全に関する情報共有や関係者の能力向上を図る「アジア水環境パートナーシップ (WEPA)」事業に取り組みました。

02 2009年度の主な研究活動

安全な水資源確保のための地下水質管理

安全な水資源を確保する上で水質管理は重要です。しかし、アジア各国の水質管理は必ずしも十分ではなく、水量や水資源の利用に関する管理との調整も不十分です。

本研究では、アジアの5都市(タイ・バンコク、インドネシア・バンドン、ベトナム・ホーチミン、スリランカ・キャンディ、中国・天津)で現地の研究パートナーと協力して地下水質管理における各都市の課題を調査し、比較研究・分析の結果をケーススタディー報告書としてまとめました。

また、地下水に関するこれまでの一連の研究活動が評価され、2009年6月、アジア開発銀行が主導するアジア太平洋水フォーラム「水知識ハブ」の地下水担当ハブ機関として承認されました。IGESは、地下水に関する知識共有・能力開発の活動拠点として、水問題の国際的な議論における重要な役割を担うことになりました。

日中水環境パートナーシップ事業

(中国の水環境管理強化のための日中共同研究 (WEMAC))

2006年度に日本と中国との間で合意された中国の水環境管理に関する環境省の協力プロジェクトを中心に、飲用水源地周辺等の重要水域において、新たな水質管理を推進できるような政策枠組みの提案を目指して研究を進めました。

本研究で得られた成果を、日中の環境部局間で定期的に行われている政策対話にインプットし、両国間の水環境保全に関する協力強化に貢献しました。

また、2009年11月に中国・北京で「日中協力汚染物質総量規制及び農村地域等における分散型排水処理の理論と実践国際セミナー」を日中友好環境保全センターと実施(主催:日本国環境省、中国環境保護部)し、日中両国の政府関係者、企業、大学、研究機関からの出席者とともに、農村地域等における分散型排水処理技術や汚染物質排出削減の管理等について議論を行い、水環境分野に関する今後の日中協力を検討しました。(「IGES北京事務所の活動」p.32-33を参照)



分散型排水処理等に関する国際セミナー

アジア水環境パートナーシップ (WEPA: Water Environment Partnership in Asia)

WEPAは、2003年3月に開催された第3回世界水フォーラムで環境省が提唱した、水環境保全分野におけるガバナンス向上と能力形成を目指す事業で、IGESは、その事務局を務めています。WEPAでは、パートナー国(11ヵ国)の相互協力の下、アジアの水環境保全に関する情報交換を行うとともに、「WEPAデータベース」を構築し水環境保全に関する情報を発信しています。



WEPA政策対話(インドネシア)

第2期事業を開始した2009年度には、2009年10月にインドネシア環境省等と水環境管理に関する政策対話を開催したほか、2010年3月の第1回WEPAワークショップにおいて「都市における統合的水資源管理」と「水環境への気候変動の影響と適応策」を中心テーマにパートナー国と情報共有及び討議を進めました。

2009 CLOSE-UP 2009 クローズアップ

地下水に関する知識共有・能力開発の活動拠点に

IGESは、2009年6月26日にシンガポールで開催されたアジア太平洋水フォーラム管理理事会において、水に関する様々な分野の知識共有・能力開発を目的とするアジア太平洋水フォーラム「水知識ハブ(KnowledgeHubs)」の地下水担当ハブ機関として承認されました。

今回の承認を受けて、IGESでは、地下水に関する研究活動を一層強化しながら、水知識ハブの一員として、アジア太平洋地域の衡平で持続可能な地下水利用・保全を目指した提言や解決策を提示していくこととしています。

ICIMODと戦略的研究協力協定を締結

IGESは、2009年10月1日に国際総合山岳開発センター(ICIMOD、ネパール)とヒンドゥークシ・ヒマラヤ地域における気候変動に関する研究促進に向けて戦略的研究協力協定を締結しました。

ICIMODは、ヒンドゥークシ・ヒマラヤ地域における知識開発や研修を行う政府間機関として1983年に開設され、現在8カ国(アフガニ

スタン、バングラデシュ、ブータン、中国、インド、ミャンマー、ネパール、パキスタン)が参加しています。

今回締結した協力協定をもとに、気候変動、自然資源管理、生態系サービス(森林・淡水・河川流域)及びREDDをテーマに共同研究を実施し、持続可能な開発を促す効果的な政策の提案を目指していきます。

廃棄物・資源

WASTE AND RESOURCES



01 研究の目的・概要

アジア太平洋地域における持続可能な資源利用に向けて、地方・地域・国家・国際レベルでの効果的な政策が求められています。2009年度は、途上国の有機性廃棄物管理、国際リサイクル、製品・リサイクル政策と化学物質管理政策との関連、容器包装廃棄物の削減戦略等に焦点を置いて研究を進めました。

02 2009年度の主な研究活動

地域住民主体の廃棄物管理の促進

アジアの諸都市での現地調査等を通じて、地域住民主体のごみ削減やリサイクル促進、生ごみコンポスト化等の活動において成功事例の普及が進んでいない要因を分析し、途上国における有効な廃棄物管理アプローチとして、地域住民とステークホルダーの能力開発ならびに管理プロセス全般に亘る地域住民の積極的な関与を提言しました。また、持続可能な廃棄物管理が気候変動や食糧安全保障、貧困削減といった開発の課題に便益をもたらす点に着目し、バイオマス廃棄物の持続可能な利用に関する研究をカンボジア、ラオス、タイで実施しました。



バイオマス廃棄物の持続可能な利用に関する能力開発



干し草の大規模コンポスト

国レベルでのリサイクル能力の開発

アジアの途上国において、3R（資源の効率的な利用に向けた、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）を推進するための能力開発ニーズや政策手段について分析を行いました。

東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）の3R政策作業部会の活動に積極的に関わったほか、国連地域開発センター（UNCRD）とアジア工科大学／国

連環環境計画アジア太平洋地域資源センター (AIT/UNEP RRC.AP)と連携して実施してきたアジア7カ国(バングラデシュ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム)における3R国家戦略策定の進捗・動向をまとめた報告書「National 3R Strategy Development: A Progress Report on Seven Countries in Asia from 2005 to 2009」を出版しました。

アジア地域のリサイクル枠組みの構築

アジアにおける持続可能な資源循環を促す政策を検討し、拡大生産者責任(EPR)の概念に基づいた廃電気製品のリサイクル政策に関して、先進国でのEPR政策実施の経験や、アジアの途上国においてEPRを導入する際の諸課題について分析した報告書「Extended Producer Responsibility Policy in East Asia: in Consideration of International Resource Circulation」をまとめました。

また、2009年11月に発足した「アジア3R推進フォーラム」の下で、国際共同研究「アジア資源循環政策研究」の企画・調整を担い、中心的役割を果たすとともに、国際資源循環を重要な政策課題として明示しました。

さらに、2009年度には国連環境計画(UNEP)持続可能な資源管理に関する国際パネルでの議論のアジアへの応用を研究したほか、2009年10月に発表されたバイオ燃料に関する報告書を分析・解説する一般向けセミナーを2010年3月に東京で開催しました。

資源効率向上のための上流政策の開発

効果的な資源利用を達成するためには、資源利用の上流側(デザイン、生産、消費)での適切な政策が重要であるとして、製品ライフサイクルの各段階(特に電子製品)において、事業者が適正な資源管理を促進するための情報システムの構築等を提案しました。また、国際的イニシアティブ「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」(SAICM)の政策プロセスにも深く関与しました。

03 主な出版物

- Environmental and Human Health Risks Associated with the End-of-Life Treatment of Electrical and Electronic Equipment
- Improved Organic Waste Management: Climate Benefits through the 3Rs in Developing Asian Countries
- National 3R Strategy Development: A Progress Report on Seven Countries in Asia from 2005 to 2009
- Extended Producer Responsibility Policy in East Asia: in Consideration of International Resource Circulation

2009 CLOSE-UP 2009 クローズアップ

アジアにおける3R実施に向けて国際共同研究を主導



アジアにおいて廃棄物管理が大きな環境問題となる中、低炭素・循環型社会の実現に向けた新たな国際協力枠組み「アジア3R推進フォーラム」が2009年11月に設立されました。フォーラムにはアジア15カ国及びIGESを含む16機関が参加し、ハイレベル政策対話の促進や国家戦略の普及等を通じてアジアでの3Rの実施が一層推進されることになりました。

した。IGESは、これまでの研究成果に基づき、フォーラムに対して、アジア各国における「拡大生産者責任政策」、「3Rに関する国家戦略策定」及び「気候変動と3Rの共便益」に関する報告書を提出しました。

3Rに関する地域での連携強化を受けて、中国、日本、マレーシア、フィリピン、タイ、台湾等からの研究者が参加し、IGESが中心的役割を果たす国際共同研究「アジア資源循環政策研究」があわせて発足しました。2009年11月9日～10日にIGESが東京で主催した発足記念ワークショップでは、アジアにおける3Rの実施がもたらす経済・社会・環境的便益を評価し、持続可能な資源循環に向けた政策提言を「アジア3R推進フォーラム」に対して積極的に行っていくことを確認しました。

ビジネスと環境

BUSINESS AND THE ENVIRONMENT



01 研究の目的・概要

アジア太平洋地域のビジネス・産業部門によるエネルギー利用や環境汚染の増大は、地球規模の環境に深刻な影響を与えています。2009年度は、企業の環境行動を促す効果的な政策の提案を目指すとともに、政策対話・情報提供を通じて、企業環境管理 (CEM) 政策の促進を図りました。

02 2009年度の主な研究活動

企業の自主的な取り組みを通じた環境管理研究

アジアの新興3カ国(インド、中国、タイ)を対象に、企業環境情報開示とグリーン・サプライチェーン管理の分析を通じて、企業レベルでの環境管理戦略実施にあたっての促進・阻害要因を調査し、包括的な政策フレームワークの重要性を示唆しました。特に中国の調査では、企業環境情報開示に関する詳細な分析を実施し、現行の企業環境情報開示プログラムに対する効果的な政策提言を行いました。

うちエコ診断事業

低炭素社会に向けた地域レベルでの取り組みに関心が集まる中、各家庭へのコンサルティングを通じて家庭のCO₂削減を目指す「うちエコ診断事業」を継続して実施しました。うちエコ診断では、CO₂排出量の「見える化」による動機づけを行い、排出分析に基づく「各家庭に応じた対策の提案」を行うことで、CO₂削減の「行動化」を後押しし、削減効果の高い取り組みを促進しました。また、2009年11月には家庭の低炭素化に関する国際シンポジウムを神戸で開催し、



家庭の低炭素化に関する
国際シンポジウム



うちエコ診断とともに英国での先進的な取り組みを紹介しました。本事業は一定のCO₂削減行動を促す効果が見込まれることから新聞・テレビ等で大きく取り上げられ、国・地方自治体レベルでの実施や各都道府県の地球温暖化防止活動推進センターでの活動が検討されることになりました。

日中貿易におけるGHG排出量の分析

日中貿易による温室効果ガス排出量を抑制するために、国内及び中国のパートナー研究機関と連携して、産業部門別エネルギーデータの収集やデータベース化を進め、日中における温室効果ガス排出量の量的分析を行いました。分析の結果、両国の産業部門レベルにおける炭素強度間には相互関係があり、中国の産業部門は低炭素強度を生み出す日本の技術から学ぶことで利益を得られるとの展望を示しました。

03 主な出版物

- Carbon Emissions Embodied in International Trade: An Assessment from the Asian Perspective
- Determinant Factor of Corporate Environmental Information Disclosure: An Empirical Study of Chinese Listed Companies, *Journal of Cleaner Production* 17, 593-600
- Quantitative Analysis of CO₂ Embodiment in International Trade: An Overview of the Emerging Literatures, *Frontier of Environmental Science and Engineering in China* 3 (1), 12-19
- うちエコ診断事業を実施して～「つもりエコ」の存在とその脱却に向けて～

2009 CLOSE-UP 2009 クローズアップ

国内外の先進事例をもとに家庭の低炭素化を検討

IGESが実施するうちエコ診断事業が関心を集める中、2009年11月19日に国際シンポジウム「家庭のCO₂大幅削減に向けて～国内外の先進事例から学ぶ家庭の低炭素化～」を神戸で開催しました。

人々の環境意識が向上する一方で、家庭部門からのCO₂排出は増大(90年比で約4割増)しており、家庭での一歩踏み込んだ対策・

行動が喫緊の課題となっています。本シンポジウムでは、うちエコ診断を家庭部門における低炭素化への第一歩として詳しく紹介したほか、国及び家庭レベルで低炭素社会の構築に向けた先進的な取り組みを進める英国の事例を報告し、今後の具体的な課題や展望について意見交換を行いました。

被災地・神戸から低炭素・適応型社会を提言

阪神・淡路大震災から15年目を迎え、IGESは、2010年1月15日に国際シンポジウム「気候変動・地球環境と災害」を被災地・神戸で開催しました。

シンポジウムでは、大規模な台風や洪水といった気候変動に関連する自然災害リスクについて、インドネシア、フィリピン、バングラデシュ、太平洋島嶼国及び日本の事例を報告

し、各地で進められている対応策を紹介しました。

また、アジア太平洋地域で一層深刻化する災害リスクと都市人口の増加を鑑みて、気候政策と開発計画の融合及び長期的な防災戦略の必要性を指摘し、低炭素型の発展とともに気候変動に柔軟に適応する社会の構築を提言しました。



能力開発と教育

CAPACITY DEVELOPMENT AND EDUCATION



01 研究の目的・概要

持続可能な社会の実現には、人々が適切な意思決定を行い、行動することが重要です。そのためには、環境教育や能力開発の推進が鍵を握っています。2009年度は、「環境教育や持続可能な開発のための教育(ESD)に関する政策」、「高等教育における人材開発」そして「ローカルレベルで実施されるESDプログラム」に焦点を当てた研究を実施し、アジア太平洋地域に適した政策提言を行いました。

02 2009年度の主な研究活動

環境教育やESDに関する政策研究

本研究では、アジア太平洋地域における環境教育やESDを推進するための政策に着目し、効果的な政策実施に向けた分析・検討を行いました。

2009年度は北東アジアを対象にESDの具体的なテーマのひとつである「持続可能な消費のための教育(ESC)」に焦点を当てた研究を進めました。国レベルでのESC政策が発展途上であることを踏まえ、北東アジアの主要国(日本、中国、韓国)及び国際機関を対象とした「ESC地域ワークショップ」の開催や、一連の研究成果をまとめた報告書「Education for Sustainable Consumption in Northeast Asia: Strategies to Promote and Advance Sustainable Consumption」での政策提言等を通じて各国政府や国際機関の政策立案過程に大きな影響を及ぼしました。

高等教育における人材開発

持続可能な開発に携わる人材を輩出する大学の機能に着目し、高等教育機関における環境人材育成の効果的なメカニズム形成、特に産学官民の連携による高等教育の支援のあり方についての研究を行いました。

2007年度にIGESが作成し環境省が発行した政策文書「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」に基づき、産学官民の連携により環境に係る人材の育成促進を図る「環境人材育成コンソーシアム準備会」が2009年3月に発足しました。IGESではコンソーシアム準備会への支援のほか、これまでに実施した大学における持続可能な開発に向けた環境人材育成プログラムについてのフォローアップ調査や、持続可能なアジアに向けた環境人材

育成のあり方について研究を実施しました。

地域に特化した持続可能な開発のための教育(ESD)プログラム研究

経済成長に伴い持続可能な開発が喫緊の課題となっている東南アジアに注目し、貧困の克服や持続可能な生計という観点からどのようにESDプログラムを地域で進めていくかについて焦点を絞った研究を行いました。国連教育科学文化機関(UNESCO)及び国連環境計画(UNEP)と協力してASEAN+3地域政策対話「持続可能な生計に向けたESDプログラムの実施」を2009年12月にタイ・バンコクで開催したほか、研究成果を「Case Study of Community-



ASEAN+3地域政策対話

based ESD and Efforts to Strengthen Sustainable Livelihood」として発表する等、東南アジアのESD政策推進に向けて広範な研究を展開しました。

03 主な出版物

- Education for Sustainable Consumption in Northeast Asia: Strategies to Promote and Advance Sustainable Consumption
- Case Study of Community-based ESD and Efforts to Strengthen Sustainable Livelihood
- Review of Current Policy on ESD in ASEAN Countries

2009 CLOSE-UP 2009 クローズアップ

持続可能な消費のための教育(ESC)政策を推進

持続可能な消費と生産(SCP)に関する議論が活発化する中、SCPに関するマラケシュ・プロセス*のタスクフォースのひとつである「持続可能な消費のための教育(ESC)」が世界的に注目を集めています。

こうした中、ESC政策研究を進めるIGESでは、北東アジア主要三カ国(日本、中国、韓国)を対象としたESC地域ワークショップを2009年7月16日～18日に中国・北京で中国環境保護部及び北京師範大学と開催しました。ワークショップには国際機関の関係者や三カ国の政策担当者、専門家等が出席し、ESC政策を国レベルで戦略的に進める上での政府の役割や実際の成功事例について、IGESを

中心に活発な意見交換を行いました。

北東アジア三カ国においてもESC政策への関心が高まっており、今回のワークショップでは、一連の議論が各国及び国際機関のESC政策立案に反映されるよう、IGESを中心にESCに関する地域政策対話を引き続き深めていくことが確認されました。

*マラケシュ・プロセス:持続可能な開発に関する世界首脳会議(2002年ヨハネスブルクサミット)において提案された持続可能な消費と生産に向けた10年枠組みプログラムを支援するプロセスで、7つのタスクフォースを中心に取り組みが進められています。



政策ガバナンス

POLICY AND GOVERNANCE



01 研究の目的・概要

地域の組織・住民による地域レベルでの取り組みは、持続可能な発展に向けて重要な役割を果たします。2009年度は、持続可能な開発に向けた地域活動を促す地方自治体の国際的な都市間ネットワークを検証するとともに、こうした地域活動のための資金メカニズムについて分析を行いました。また、東アジアにおける大気環境管理政策の調査及び交通部門におけるコベネフィット・アプローチに関する研究も実施しました。

02 2009年度の主な研究活動

持続可能な社会に向けた都市・地域の取り組み

国際都市間環境ネットワークであるイクレイ東南アジア、シティネット及び北九州イニシアティブに焦点を当て、都市レベルで環境政策を採用し、これらネットワークへの参加を促した要因について分析しました。また、様々な都市間ネットワークの組織・制度を調査し、アジアの低炭素型発展に寄与するネットワークプログラムの可能性を探りました。あわせて、フィリピン、インドネシア及び中国を対象に、開発と気候変動緩和に関する地域での取り組み促進のための資金メカニズムについて研究を進めました。

越境大気汚染

東アジアにおいて統合的大気環境管理を導入する際の課題を明らかにするために、中国、韓国、タイ及び日本を対象に、大気環境管理政策の動向を調査しました。また、ヨーロッパが共通の大気環境管理政策に合意した際の経験を分析しました。

交通部門におけるコベネフィット・アプローチの主流化

都市交通政策に気候政策を取り込むために、大気質の改善や社会・経済的便益の発生といったコベネフィットに対する意識向上を図り、交通コベネフィットの定量化に関するマニュアルを開発しました。本研究の成果は、世界の18機関が途上国の気候対策に向けて発表した「交通と気候変動に関するベラジオ宣言」に盛り込まれ、2009年12月のCOP15の場で提示されました。



東アジアにおける地域ガバナンスと環境協力

北アジア及び東南アジアにおける国際環境協力メカニズムを分析し、それを強化するための提言を目指しました。また、日中韓三ヶ国(中国、日本、韓国)環境大臣会合、東アジア環境大臣会議等の地域政策プロセスにリンクし、支援を行いました。



03 主な出版物

- Environmental Finance for Low-Carbon Development Projects at the Local Level in Asia
- Carbon Finance for Low-Carbon Community Development in East Asia: Cases of the Philippines, Indonesia and China
- Mutual Learning through Asian Intercity Network Programmes for the Environment
- Enhancing Low-Carbon Development through International Cooperation between Cities in Japan and in Asian Developing Countries
- Analysis of International City-to-city Cooperation and Intercity Networks for Japanese National and Local Governments
- 「グリーン共同購入パートナーシップ」による低炭素機器・次世代自動車普及戦略の提案」

2009 CLOSE-UP 2009 クローズアップ

環境と産業が調和した持続可能な都市形成に向けて提言

IGESは「第6回アジア・太平洋エコビジネスフォーラム—都市と産業の共生に向けて—」を2010年2月に川崎市、国連環境計画国際環境技術センター (UNEP IETC) 及び国立環境研究所 (NIES) と共催しました。

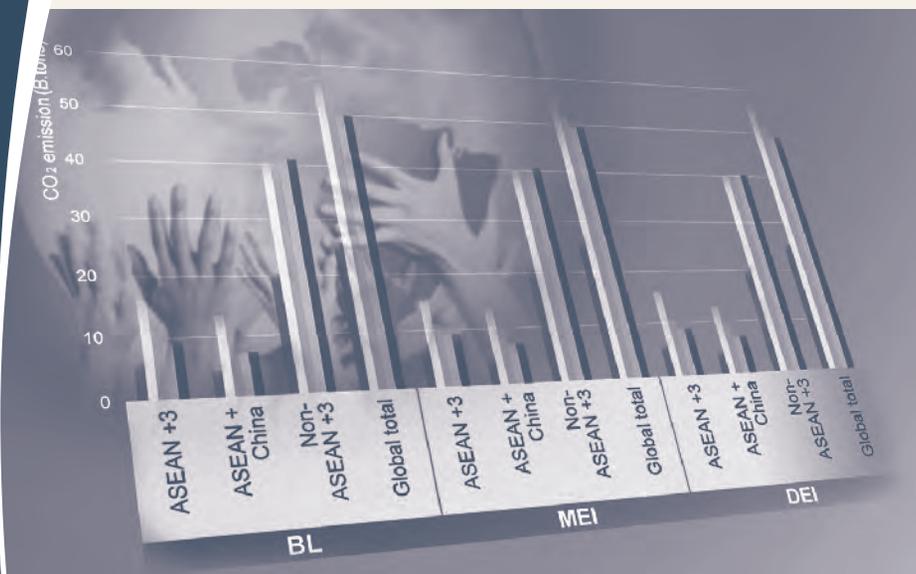
フォーラムでは、環境と産業が調和した持続可能な都市モデルの形成を目指して、アジアの諸都市の参加の下、先進的な環境技術・戦略の情報交換が行われました。IGESは、持続可能な都市のための政策・技術に関する国際プラットフォームをテーマとするサブセッションを開催し、国際都市間ネットワーク

に関するこれまでの研究成果をもとに、持続可能な都市作りに向けた国際プラットフォームの役割とプラットフォーム形成・運営・活用方法について提案を行いました。

アジア途上国の行政官、国際機関関係者、研究者等と行ったフォーラムでの議論をもとに、IGESでは持続可能な都市のための国際プラットフォームに関するガイドライン案を取りまとめており、アジア途上国と日本の都市を含む国際プラットフォームを通じた低炭素型・循環型都市形成への一層の貢献が期待されています。

経済と環境

ECONOMY AND ENVIRONMENT



01 研究の目的・概要

実効性の高い政策提言を行うためには、政策実施による経済的コストの評価が不可欠です。2009年度は、国際貿易に対応した経済手法等を活用し、持続可能な開発に向けた政策分析を実施しました。

02 2009年度の主な研究活動

東アジア持続可能な発展政策のメインストリーム化に関する研究

東アジアの持続可能な開発を目指した実効性のある政策提言に向けて、東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA) 委託事業「東アジア持続可能な発展政策のメインストリーム化に関する研究」を実施しました。2009年度にはインドの流域プログラムについて持続可能な開発への影響をテーマにインドの大学と共同研究を実施し、研究成果がインド政府の国家流域ガイドラインに向けた政策文書に反映されました。また、持続可能な開発政策を評価する分析モデルを開発し、国境を越えたエネルギーインフラ開発の問題に応用した研究の成果が、アジア開発銀行 (ADB) の援助政策の基盤となる基幹研究レポートに採用されました。

貿易に伴うCO₂排出量研究

低炭素社会に向けたより良い地域協力を目指して、多地域間産業連関 (MRIO) モデルに基づき、アジア太平洋地域の各経済地域における貿易に伴うCO₂排出量を算出し、排出量に関する様々な責任分担原則が、国・国際レベルでの気候政策にどのような影響を与えるのかについて分析しました。また、これら一連の研究成果を「Carbon Emissions Embodied in International Trade: An Assessment from the Asian Perspective」として出版しました。



脱温暖化2050プロジェクト

国立環境研究所が中心となって実施している本プロジェクトは、日本における中長期脱温暖化対策シナリオを構築するために、技術・社会イノベーション統合研究を行い、2050年までを見越した日本の温室効果ガス削減のシナリオとそれに至る環境政策の方向性を提示するものです。



IGESでは、定量分析モデルを活用して低炭素日本シナリオの貿易・産業構造分析を行い、研究成果を国際学会等で発表しました。

インドを対象としたバイオ燃料戦略分析

持続可能な開発を促進するバイオ燃料の利用政策に着目し、インドを対象とした事例研究とバイオ燃料政策の定量的影響評価をインドの関連省庁の協力の下、実施しました。研究成果を2010年1月の「持続可能な未来に関する国際シンポジウム—ライフサイクル思考 (ISSF2010)」(インド・ムンバイ)等の機会に発表したほか、インドにおけるバイオ燃料政策策定に向けて提言を行いました。(「バイオ燃料」p.12-13を参照)

アジアを中心とした資源循環システムの環境・経済・社会的影響評価に関する研究

東京大学及び関西大学との協力の下、アジアにおける効果的な資源循環政策オプションの策定に向けた研究を2009年度から開始しました。研究の基礎分析を行ったほか、OECD持続可能な資源管理(SMM)や国連環境計画

(UNEP)持続可能な資源管理に関する国際パネルとの連携を図り、国際的な政策形成プロセスへの貢献を目指した基盤作りを行いました。

生態系サービスの持続的利用を目指した政策オプション研究

生態系サービスの経済価値を市場メカニズムに内部化し、生態系サービスの持続的利用を実現する効果的な政策オプションの策定に向けた研究を2009年度より開始し、文献調査を含む基礎的な学術調査を中心に実施しました。

03 主な出版物

- Carbon Emissions Embodied in International Trade: An Assessment from the Asian Perspective

2009 CLOSE-UP 2009 クローズアップ

環境への国際貿易の影響を検証

国際貿易に伴うCO₂排出量を推計することは、国内排出量に換算されていない排出の問題や排出量の責任分担の公平化等、世界的な気候変動政策において潜在的な意義を持ちます。

中国やインド、東南アジアといったアジアの発展途上国が急速な経済発展を遂げる中、IGESはアジア諸国を対象に排出量に関する様々な責任分担原則に基づく国家責任

排出量を算出しました。また、特に発展の著しい中国に焦点を当て、日中二国間貿易に伴う排出を分析しました。これら一連の研究成果を「Carbon Emissions Embodied in International Trade: An Assessment from the Asian Perspective」にまとめ、環境への国際貿易の影響を包括的に検証するとともに、政策立案者に向けて低炭素発展に関する政策的意義を提示しました。

プログラム・マネージメント・オフィス (PMO) の活動

PROGRAMME MANAGEMENT OFFICE (PMO) ACTIVITIES

01 目的・概要

アジア太平洋地域のニーズに的確に応えるためにIGES全体の統合的戦略研究計画を立て、研究間の調整を行います。また、アジア太平洋環境開発フォーラムをはじめとするアジアの持続可能な開発に向けた取り組みを支援するとともに、様々な機関と連携を深め、分野横断的な研究を実施しています。

02 国際的なネットワーク・フォーラム等との連携

アジア太平洋環境開発フォーラム (APFED)

APFEDは、アジア太平洋地域が直面している重要な課題を討議し、より公平で持続可能な開発のモデルを提示することを目的に、2001年のアジア太平洋環境会議(エコアジア 2001)で設立された有識者会合です(事務局:IGES)。



APFEDII最終報告書起草会合



風力発電(フィリピン)に関するAPFEDショーケースプロジェクト

2009年度には、持続可能な開発を推進する優良事例の表彰(橋本龍太郎 APFED賞)及び地域密着型の革新的取り組みに対する支援(革新的ショーケース)を行ったほか、2009年6月の持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム(ISAP2009)におけるワークショップの開催や、「気候変動」「3R」「生物多様性」に焦点を当てた報告書の作成を通じて、地域社会での取り組みと実際の政策をどのように相乗効果的に発展させていくのかについて積極的な提言を行いました。

アジア欧州環境フォーラム (ENVForum)

アジア・ヨーロッパ財団(ASEF)が主宰するENVForumは、アジアとヨーロッパにおける環境問題ならびに持続可能な開発に関する政策対話を多様な関係者を交えて推進するフォーラムです。

IGESはENVForumに積極的に係わっており、2009年6月のISAP2009では第7回円卓会議を開催し、また、国連気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)では次期気候枠組みにおける重要課題であるREDDについてサイドイベントを共催する等、アジアとヨーロッパ間の情報共有と連携強化を図りました。



COP15サイドイベント

アジア環境法執行ネットワーク (AECEN)

IGESは、アジアにおける環境法順守・執行を推進する地域ネットワークであるAECENとの連携を深めています。タイの土壌汚染対策に関するプロジェクト

では、IGES等からの提言をもとにタイ公害対策局が土壌汚染に関する新たな政策の構築を進めています。また、2009年10月にはAECENの事務局をIGESに移管することが承認されました。

インドネシア政府による気候変動対策への支援

日本政府が鳩山イニシアティブの一環として実施するインドネシア気候変動対策プログラムローンに関して、IGESは国際協力機構(JICA)と共同でアドバイザリー・モニタリングチームを構成し、インドネシア政府による気候変動対策年次行動計画(政策マトリクス)の実施状況への評価と助言を通じて、インドネシアの気候変動対策の強化に貢献しました。

低炭素社会国際研究ネットワーク(LCS-RNet)

LCS-RNetは、2008年5月のG8環境大臣会合において設立が合意され、2009年4月に正式発足した低炭素社会研究に関する新たな国際イニシアティブです。IGESは一機関として参加するとともに、事務局として、10月の第一回年次会合(イタリア・ボローニャ)やCOP15でのサイドイベント等を支援しました。また、インドネシアのグリーン成長をテーマとした政策対話や日本国内での一般向けセミナーの開催等、アジアにおける低炭素社会の促進に積極的に取り組みました。



LCS-RNetの発足が発表された「G8 低炭素技術に関するハイレベルフォーラム」

クリーンな環境のための北九州イニシアティブ(北九州イニシアティブ)

国連アジア太平洋経済社会委員会(UNESCAP)のプログラムである「北九州イニシアティブ」は、北九州市とIGES(事務局)の協力の下2000年に開始され、IGES北九州事務所を中心に地方自治体のネットワーク化と情報の共有を進め、アジア太平洋地域の環境改善に大きく貢献しました。最終年である2009年度には、フィリピン、インドネシア及びマレーシアで廃棄物管理に関するワークショップを開催したほか、北九州イニシアティブの最大の成果のひとつであるインドネシア・スラバヤ市での大幅な廃棄物発生量削減についてポリシー・ブリーフを発表し、アジアの諸都市への普及を促しました。中でも、北九州市と共同でインドネシア政府に提出した住民主体の廃棄物管理計画は、国際協力機構(JICA)の支援を得て実施に至りました。また、2010年2月の第5回北九州イニシアティブネットワーク会議では、10年に及ぶ活動の成果を総括し、最終報告書を第6回アジア太平洋環境開発大臣会合(MCED6)へ提示することとしました。

生物多様性条約(CBD) COP10プロセス等への貢献

生物多様性条約(CBD)等の国際会議を通じて、持続可能な生物多様性保全を推進する革新的な経済制度の策定を目指しています。2010年2月には温暖化対策に大きな影響を及ぼした「スターンレビュー」の生物多様性版と称される「生態系と生物多様性の経済学(TEEB)」最終報告書に関するシンポジウムを東京で開催し、最終報告書の策定状況を報告するとともに、2010年10月に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)までの課題を提起しました。

研究活動拠点・機関

RESEARCH ACTIVITY FACILITIES



研究活動拠点・機関

RESEARCH ACTIVITY FACILITIES

本部(神奈川県葉山町)での活動に加えて、国内外の研究拠点や政府間プログラム・ネットワーク等との連携を通じて幅広い研究活動を行いました。

01 海外事務所の活動

バンコク事務所(タイ・バンコク)

アジア太平洋地域における研究活動の拠点として、アジア工科大学／国連環境計画アジア太平洋地域資源センター(AIT/UNEP RRC.AP)の協力の下、2003年に設立されました。同地域の研究機関、政府、開発関係機関との共同研究調査の推進や、環境政策に関する主な国際フォーラムへの参加、IGESの関係プロジェクトへの支援等を行っています。



SDplanNet関連会合

2009年度には、次の6つの主要な活動を実施しました。

- 1) UNEP及びアジア開発銀行(ADB)と協力し、ADBのプログラムである「拡大メコン準地域(GMS)コア環境プログラム(CEP)」のための、持続可能な開発計画と環境パフォーマンス評価に関するキャパシティビルディングを行いました。
- 2) 持続可能な開発分野の専門家から構成される「アジア太平洋における持続可能な開発プランニングネットワーク」(SDplanNet - Asia & Pacific)の事務局として、ネットワークコミュニケーション及びウェブサイトの管理やオンライン上の学習会を開催しました。

- 3) メコン河委員会(MRC)が取り組んでいる持続可能な水力発電開発について、戦略的環境アセスメント(SEA)に関する支援を行いました。
- 4) 地球環境ファシリテーター(GEF)が資金提供し国連開発計画(UNDP)も参加している国際海域:学習交換及び資源ネットワーク(IW:LEARN)が支援するコーラル・トライアングル・イニシアティブ(東南アジアからオーストラリアにまたがる世界有数のサンゴ礁海域保全)に対する協力を行いました。
- 5) アジアにおける環境法順守・執行を推進する「アジア環境法執行ネットワーク」(AECEN)への支援を行いました。また、AECENの事務局をIGESに移管することが2009年10月に承認されました。
- 6) 2009年10月に設立された「アジア太平洋地域適応ネットワーク」について、AIT/UNEP RRC.APと共にネットワークの運営を担当しました。

北京事務所(日中協力プロジェクトオフィス)(中国・北京)

北京事務所は中国における研究活動をより機動的に実施する拠点として、中国環境保護部日中友好環境保全センター内に開設(2006年7月)され、日中を機軸とした二国間及び多国間(国際機関も含む)の協力によるさまざまな調査・研究等を展開しています。



中国でのCDM技術セミナー

2009年6月には、これまでの活動実績が高く評価され、日中両国の環境大臣間で署名された「日本国環境省及び中華人民共和国環境保護部による環境協力の一層の深化に関する覚書」において、IGESが日中環境協力のプラットフォームのひとつに指定されました。



分散型排水処理に関する国際セミナー

また、2010年3月には中国における環境分野での突出した国際協力貢献が認められ、北京で開催された中国環境保護投資大会において、小柳秀明北京事務所長がIGESを代表して中国環境投資連盟等から2009年環境国際協力貢献人物大賞を受賞しました。

2009年度に実施した主要な活動は次の通りです。

1) 気候変動分野における日中協力の実施:

2006年度から実施している日中CDM協力プログラムを引き続き推進し、中国国家発展改革委員会 (NDRC) 及び清華大学を主たるカウンターパートとしてCDMに係るキャパシティビルディング事業及び共同調査研究を実施しました。また、2009年6月に日中友好環境保全センターと「クリーン開発メカニズム (CDM) 分野の協力実施に関する覚書」を締結し、これに基づき、中国国内のCDM指定運営組織 (DOE) 審査員等を対象とした技術セミナー等能力開発事業を行いました。

2) 水環境保全分野における日中協力の実施:

2008年度から実施している「日中水環境パートナーシップ事業 (農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力)」の日本側実施機関として、新疆ウイグル自治区ウルムチ市及び雲南省大理白族自治州における分散型排水処理モデル施設の建設事業及び汚染物質排出削減管理研究等を行いました。また、2009年11月に北京で日中協力汚染物質総量規制及び農村地域等における分散型排水処理の理論と実践国際セミナーを開催し、日中両国から約300人が参加しました。

3) その他の協力活動等:

日中両国政府が実施する環境分野における戦略的互恵関係確立のための共同調査研究活動 (コベネフィット協力事業、排水中の窒素及びリンの総量削減に関する日中共同研究、大気中窒素酸化物の総量削減に関する日中共同研究) 等に参加し、積極的に政策提言を行いました。

02 国内拠点・機関の活動

国際生態学センター (JISE)

主に植物生態学の立場より持続可能な社会の実現を目指し、地域から地球規模に至る環境の回復・再生・創造に向けた実践的な調査研究を行っています。また、環境や生態学に関する様々な研修や情報の収集・提供等の事業を推進しています。

2009年度には、マレーシア、ブラジル、ケニアの熱帯雨林等の再生に関する研究、アジア太平洋地域の潜在自然植生の調査研究として東タイの雨緑林における群落環的研究、また生物多様性の保全に寄与する研究として日本の河岸・湖岸における帰化植物群落の実態に関する研究や沿岸地域における希少野生生物アカウミガメの保全に関する生態学的研究、ならびに防災林としての環境保全林の評価等多彩な実践的研究を自主財源及び研究助成金の援助の下で精力的に実施し、研究成果を国際生態学会、国際植生学会、日本生態学会等で発表しました。また、環境保全に資する人材育成事業として、環境活動に係わる企業・



ケニア植樹祭(2009年4月 ナイロビ近郊)



第3回JICA研修での野外調査
(2009年11月 神奈川県立四季の森公園)

団体の職員を対象に生態学研修を実施したほか、国際協力機構(JICA)の研修事業を担当しました。また、2010年度の公開に向け、横浜国立大学GCOEと共同で「日本植生誌」全10巻の1万点を越える植生調査資料データベースの入力・照合を行う等、環境情報の収集・提供を実施しました。そのほか2009年5月にはIGES本部との連携の下、湘南国際村において2008年に実施されたIGES設立10周年記念3000本植樹—今から創ろう未来の森—の植栽後1年目の除草等を行う育樹祭を計画・指導・実施しました。

IGES持続性センター(CfS) ～エコアクション21～

エコアクション21認証・登録制度は、中小企業、学校、公共機関等が環境への取り組みを効果的に行うための制度です。2004年10月に設置されたIGES持続性センターは、エコアクション21の中央事務局としての機能を果たしています。

認証・登録事業者数は4,560件となり、エコアクション21審査人は全国で823人に、地域事務局は35都道府県47団体になりました(いずれも2010年3月末現在)。また、2009年度には大手損害保険会社が関係企業グリーン化プログラムに参加し、全国の代理店・地元企業約1,000社がEA21認証取得を目指して取り組みを開始しました。また、一般の事業者の他、医療機関、大手自動車販売店、自治体、学校法人等による認証・登録が増え、自治体や教育機関、大手企業におけるエコアクション21への関心がさらに高まりました。

03 政府間プログラム・ネットワーク等との連携

IPCCインベントリータスクフォース技術支援ユニット(TSU)

1999年にIGES内に設置されて以来、TSUは、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)のインベントリータスクフォース(TFI)の活動をサポートし、温室効果ガスの排出量及び吸収量の算出・報告手法に関わるガイドラインを策定・発行・普及促進しています。TFIが実施する活動は、現在、2008年9月に選出された新メンバーから成るタスクフォースビューロー(TFB)によって監督されています。

前年度に引き続き、2009年度も、TSUはIPCCガイドラインのユーザーを支援するための活動を実施しました。例えば、多くの温室効果ガスインベントリー作成者の関心事項と

なっている諸課題についての専門家会議の開催、IPCCガイドラインとグッドプラクティスガイダンス報告書及びそれらの関連資料の配布・普及促進、2006年IPCCガイドラインのソフトウェアの作成(初版の完成は2010年内を予定)等の



森林関連の国家温室効果ガスインベントリーに関する現在の知見の整理のための専門家会議(2010年2月23-25日、横浜)



インベントリーの不確実性及び有効性確認に関する専門家会議(2010年3月23-25日、オランダ・ユトレヒト)

活動です。これらに加えて、2009年6月にチリ・サンチアゴでデータ収集のための会議や編集委員会第7回会合を開催し、排出係数データベース(EFDB)の改善・拡充を進めました。

TSUが、2009年度にIPCCガイドラインのユーザー支援のために開催した専門家会議は、以下の通りです。

- 「管理された土地」からの排出量及び吸収量のすべてを人為的な排出量及び吸収量と見なしてインベントリーに計上する、という現在のIPCCガイドラインの前提について再検討するための専門家会議(2009年5月5～7日、ブラジル・サンパウロ)
- IPCC、国際連合食糧農業機関(FAO)及び国際農業開発基金(IFAD)の共催による、農業、林業及び他の土地利用についてのデータに関する専門家会議(2009年10月20～22日、イタリア・ローマ)
- 2006年IPCCガイドラインのソフトウェアに関する専門家会議(2009年11月18～20日、スイス・ジュネーブ)
- 森林関連の国家温室効果ガスインベントリーに関する現在の知見の整理のための専門家会議(2010年2月23～25日、日本・横浜)
- インベントリーの不確実性及び有効性確認に関する専門家会議(2010年3月23～25日、オランダ・ユトレヒト)

また、TSUは、若い科学者のためのインベントリー・インターンシップ・プログラムを再開し、2009年度に6か月を任期とするインターン2名を採用しました。

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN)

APNは、アジア太平洋地域における地球変動研究を促進するとともに、同研究への途上国からの参加を増進し、科学研究と政策決定との連携を強化することを目的とする政府間ネットワークです(2010年3月ブータン新規加盟により、加盟国22カ国)。APN事務局は2004年4月にIGESに移管されました(APNの意思決定機関は、APN政府間会合)。

2009年度には、APN第14回政府間会合で選ばれた19件の地球変動研究公募プロジェクトへの支援を行ったほか、「持続可能な開発のための途上国における科学的な能力開発・向上プログラム(CAPaBLE)」では途上国の有力研究者による地球温暖化に関する国際共同研究推進事業(2件)ならびに若手研究者等に対する能力向上事業(12件)を支援しました。また、第15回政府間会合及び科学企画グループ会合を開催するとともに、2010年1月に国際シンポジウム「CO₂ 25%削減—国境を越えて—低炭素社会の実



国際シンポジウム「CO₂ 25%削減—国境を越えて—低炭素社会の実現を目指して」



ASEAN生物多様性会議

現を目指して—」を神戸で開催し、APNの研究成果を活用した市民向け啓発活動も行いました。さらに、2009年10月にシンガポールで開催されたASEAN生物多様性会議では、生物多様性保全及び持続可能な管理のために、科学研究と政策決定との連携の重要性について強調しました。

情報発信・アウトリーチ

INFORMATION DISSEMINATION AND OUTREACH

情報発信・アウトリーチ

INFORMATION DISSEMINATION AND OUTREACH

持続可能なアジア太平洋に関する 国際フォーラム (ISAP)

持続可能な開発を促す上でアジア太平洋地域の果たすべき役割がますます重要となる中、IGESでは、国際的に活躍する専門家や企業、政府、国際機関、NGO関係者が一堂に会し、持続可能な開発に関する広範な議論を行う「持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム」(International Forum for Sustainable Asia and the Pacific: ISAP)を2009年6月に新たに立ち上げました。



ISAP2009

ISAPの目的

毎年一回開催されるISAPは、1)最新の研究動向を発表・共有する公開セッション、2)テーマ別に議論を深める専門家ワークショップ、3)地域が直面している重要課題について検討する国際的なネットワーク会合の3つのコンポーネントから構成され、それぞれの議論や参加者間のネットワークを通じて、持続可能な開発に向けた課題提起と方策論議を促す相乗効果を目指しています。

ISAP2009の開催

2009年6月26日～27日に神奈川県葉山町で開催したISAP2009では、「コペンハーゲンに向けて：低炭素で持続可能なアジア太平洋を実現する新たな道筋」をメインテーマに、低炭素社会、生物多様性、グリーン消費、REDD、バイオ燃料、コベネフィット、環境人材育成等、最も注目を集めるトピックを取り上

げ、11の公開セッション、8つの専門家ワークショップ、2つのネットワーク会合を開催し、海外からの参加者約100名を含む延べ約500名が参加しました。

また、同時開催された各種専門家ワークショップや、アジア太平洋環境開発フォーラム (APFED) 及びアジア欧州環境フォーラム (ENVForum) によるネットワーク会合を通じて、アジア太平洋地域における今後の研究の方向性を検討するとともに、多様な分野からの参加者と意見を交わすことができました。参加者からは、地球環境問題に関して幅広い分野での情報交換ができたこと、特に専門家ワークショップでは踏み込んだ議論を聞くことができた等の意見が寄せられました。

ISAP2009における一連の発表・議論を基に、IGESではセッションテーマ毎に知見や革新的な提案を「キーメッセージ」として抽出し、低炭素で持続可能なアジア太平洋を実現する新たな道筋に向けた指針として発表しました。



ISAP2009
サマリーレポート



活発な議論が繰り広げられた
ネットワーク会合



ISAP公開セッション

情報発信

IGESの研究成果が、アジア太平洋地域の環境政策や環境に関する取り組み等に反映されるよう、様々な媒体を活用して研究成果を分かりやすく紹介するとともに、地球環境問題に関する最新の政策・研究動向等の情報を幅広く収集・発信しました。

ポリシー・ブリーフ

各研究プロジェクトや研究員の研究成果を政策提言としてタイムリーに発信することを目指し、2005年に創刊しました。2009年度は、第9号英語版「Reducing Waste through the Promotion of Composting and Active Involvement of Various Stakeholders: Replicating Surabaya's Solid Waste Management Model」(堆肥化の推進と住民参加によるごみ削減:スラバヤ市の廃棄物管理モデル分析)を発行しました。



定期刊行物

1)「2009年アジアの環境重大ニュース」

アジア太平洋地域における1年間の環境関連のニュースのうち、特に重大と思われるものを1998年以来毎年取りまとめています。2009年度版では、アジアにおける重要な環境課題である「地球温暖化」「生物多様性」「持続可能な生産と消費」に焦点を当て、域内23カ国・3機関からニュースを収集し、2009年12月に暫定版を公表、2010年3月に最終版を発行しました。



2) ニュースレター

IGESの研究活動の紹介、セミナー等の開催報告及び研究員による考察記事を掲載した「What's New from IGES」を2009年6月、11月、2010年2月に発行しました。



メールニュース“E-alert”

IGESの研究活動やIGESが開催するイベント案内、地球環境問題に関する情報等を、購読者に対して月平均2回程度、Eメールで配信しました。

環境情報サイト「EnviroScope」 <http://enviroscope.iges.or.jp/>

環境と持続可能な開発に関する情報提供サイトとして、国内外の関連省庁や研究機関の最新情報を提供するとともに、IGESの研究成果データベースとして掲載データの拡充を図りました。

メディアを通じた情報発信

IGESの活動や研究成果を多様なステークホルダーに伝えるための有効な方策のひとつとして、プレスリリースや記者説明会を実施し、国内外の多様なメディアを通じた情報発信を強化しました。プレスリリースについては、和文11件と英文10件を発信し、国内外の新聞、雑誌、ウェブニュース等に広く掲載されました。

地球環境セミナー

IGESでは、賛助会員及び一般の方々を対象に、国内外の最新動向を交えながら地球環境問題についてわかり易く解説する「IGES地球環境セミナー」を実施しています。2009年度は、地球環境問題に関する多様なテーマを設定し、計6回を実施しました。



第3回セミナー

	開催日	テーマ	場所	参加人数
第1回	2009年 5月9日	コペンハーゲンに向けて日本の中期目標はどうあるべきか	東京	200名
第2回	2009年 12月2日	地球温暖化対策と資金調達 ～地球環境税を中心に～	東京	150名
第3回	2009年 12月25日	COP15結果速報と今後の展望	横浜	250名
第4回	2010年 3月11日	持続可能な資源管理とアジア ～ UNEP資源パネルの議論を中心に～	東京	100名
第5回	2010年 3月15日	ステークホルダー対話 IN 横浜 ～低炭素社会実現への障壁を乗り越えるには～	横浜	100名
第6回	2010年 3月29日	持続可能な開発の促進に向けた 地域社会の取り組み ～アジア太平洋途上国の事例を踏まえて～	横浜	90名

IGES育樹祭「3000本植樹から一年、未来の森の息吹を感じよう」

IGES TREE-NURTURING FESTIVAL

IGES設立10周年を記念した3000本植樹から一年を迎え、木々の育ちを確かめる育樹祭を2009年5月5日にIGES葉山本部で開催しました。

世界各地で森づくりに取り組んでいる宮脇昭IGES国際生態学センター長による指導の下、一年前の植樹に参加下さった方々をはじめ約120名が、小雨の降る中、若木の周りに生い茂った草取りや堆肥まき等の育樹作業に汗を流しました。



資料編

APPENDIX



財務諸表 (2009年度)

貸借対照表(総括)

(単位:千円)

資 産	4,161,728	負 債	957,042
流動資産	1,415,276	流動負債	840,032
固定資産	2,746,452	固定負債	117,010
(基本財産)	(250,000)	正味財産	3,204,686
(特定資産)	(2,378,774)	指定正味財産	2,465,009
(その他固定資産)	(117,678)	一般正味財産	739,677
	4,161,728		4,161,728

正味財産増減計算書(総括)

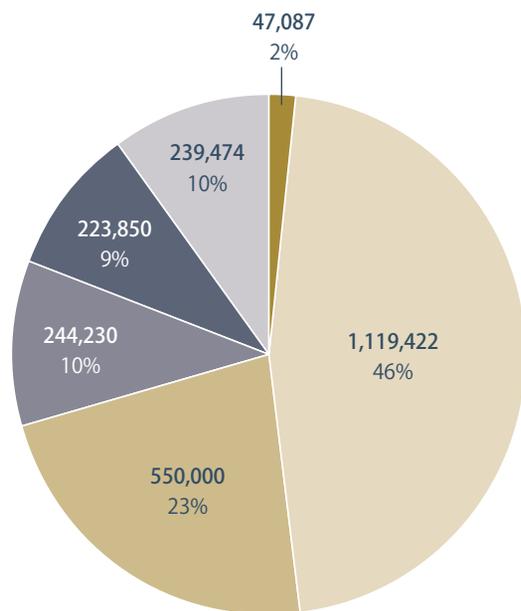
(単位:千円)

		一般会計	IPCC/TSU特別会計	APN特別会計	JISE特別会計	合 計
I 一般正味財産増減の部						
経常増減	経常収益	2,424,063	175,206	233,867	83,997	2,908,744*
	経常費用	2,244,393	147,705	235,121	81,254	2,700,084*
経常外増減	経常外収益	0	0	0	0	0
	経常外費用	378	26	0	0	404
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額		▲128	0	0	▲15,748	▲15,876
当期正味財産増減額		132,389	27,475	▲1,254	▲13,005	145,604
正味財産期末残高		745,788	115,700	49,106	2,294,092	3,204,686

*内部取引額(8,389千円)を相殺している。

経常収益の内訳(一般会計)

(単位:千円)

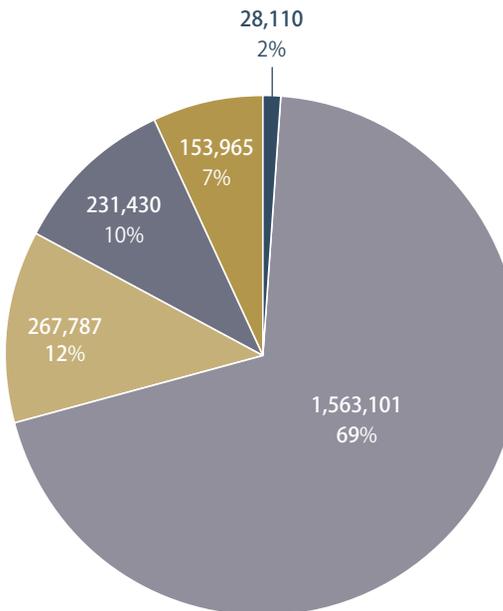


- 受託事業収益
- 環境省拠出金
- 地方自治体補助金
- 受取負担金等
- エコアクション21事業収入等
- 運用益等

合計: 2,424,063

経常費用の内訳(一般会計)

(単位:千円)



- プロジェクト事業費
- 管理費
- エコアクション21事業費
- 情報発信&アウトリーチプログラム事業費
- 減価償却費等

合計: 2,244,393

財団概要

【設立経緯】

1995年1月

「21世紀地球環境懇話会」(内閣総理大臣の私的諮問機関)の報告書『新しい文明の創造に向けて』の中で、地球環境戦略研究機関の設立が提案される。

1996年4月

「総合的な環境研究・教育の推進体制に関する懇話会」(環境庁)において「地球環境戦略研究機関のあり方」について最終報告がまとまる。

1998年3月

財団法人地球環境戦略研究機関発足

【人員構成】 2010年3月31日現在

			短期雇用	外国籍
研究職員	戦略研究プロジェクト	95	46	21
	特別会計	8	0	3
	管理業務	21	9	1
事務職員	研究支援	28	19	6
	特別会計	15	5	3
計		167	79	34

※短期雇用職員及び外国籍職員の数はい内数

■本部

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11
Tel:046-855-3700 Fax:046-855-3709
E-mail:iges@iges.or.jp URL:http://www.iges.or.jp

■東京事務所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル6階
Tel:03-3595-1081 Fax:03-3595-1084

■関西研究センター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター東館4階
Tel:078-262-6634 Fax:078-262-6635

■北九州アーバンセンター*

〒805-0062 北九州市八幡東区平野1-1-1 国際村交流センター 2階
Tel:093-681-1563 Fax:093-681-1564 *2010年4月開設(旧北九州事務所)

■北京事務所

100029 中華人民共和国北京市朝陽区育慧南路1号
中日友好環境保護中心508号室(IGES中日合作項目弁公室)
Tel:+86-10-8463-6314

■バンコク事務所

c/o UNEP-RRR.AP, Outreach Bldg. 3F, AIT
P.O. Box 4, Klongluang, Pathumthani 12120, Thailand
Tel:+ 66-2-524-6441 Fax:+ 66-2-524-6233

■APNセンター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター東館4階
Tel:078-230-8017 Fax:078-230-8018

■国際生態学センター

〒220-0073 神奈川県横浜市西区岡野2-12-20 横浜西合同庁舎3階
Tel:045-322-1223 Fax:045-322-1225

【理事】

浜中裕徳(理事長)
ルーカス・アスンサン
キース・ベザンソン
平石尹彦

ネイ・トゥーン
石黒順一
フェイスン・ジョン
小林悦夫
幸田シャーミン
森秀行
トングロイ・オンチャン
ラジェンドラ・K・パチャウリ
庄子幹雄
鈴木 胖
ディンディン・タン

慶應義塾大学環境情報学部教授
アースカウンシルジュネーブ事務所所長(スイス)
元サセックス大学開発学研究所所長(英国)
気候変動に関する政府間パネル(IPCC)インベントリー
プログラム共同議長
ニューヨーク州立大学ストーニブルック校教授(米国)
神奈川県環境農政部長
韓国環境政策管理学会会長(韓国)
財団法人ひょうご環境創造協会顧問
ジャーナリスト
IGES副所長
メコン環境資源研究所所長(タイ)
エネルギー資源研究所(TERI)所長(インド)、IPCC議長
マサチューセッツ工科大学客員教授
兵庫県立大学副学長
日中友好環境保全センター所長(中国)

【監事】

猪野博行
岡田聡

東京電力株式会社取締役副社長
株式会社横浜銀行営業統括部公務金融渉外部長

【評議員】

ボルジド・Ts. アディヤスレン
赤尾信敏
ホセ・L. アティンサ・Jr.
ウィリアム・グランビル

モンゴル政府自然環境大臣顧問(モンゴル)
元在タイ日本国大使
前フィリピン政府環境天然資源省大臣(フィリピン)
国際持続可能開発研究所(IISD) 副所長兼最高執行責任者(カナダ)

マスネリヤティ・ヒルマン

インドネシア政府環境省天然資源保全推進・環境管理担当副大臣(インドネシア)

加藤康宏
小島襄
リッチ・ロン
ウメシュ・プレサッド・マイナリ
ジョンキョン・ナ

独立行政法人海洋研究開発機構(JAMSTEC) 理事長
財団法人クリーン・ジャパン・センター 理事長
カンボジア政府環境省環境総局副局長(カンボジア)
前ネパール政府環境・科学・技術省事務次官(ネパール)
韓国政府環境省地球環境室室長(韓国)

モンマニー・ニョイブアコン
大垣眞一郎
岡田康彦
小野川和延

ラオス政府水資源・環境研究所所長(ラオス)
独立行政法人国立環境研究所理事長
社団法人全国労働金庫協会理事長
国連地域開発センター(UNCRD) 所長

ゴヴィンダン・パライル
ヨンウ・パク

国連大学高等研究所所長、国連大学副学長
国連環境計画アジア太平洋事務所所長

ヨナ木正峰
佐々木恵彦
鈴木邦雄

独立行政法人国立科学博物館館長
財団法人国際緑化推進センター会長・理事長
横浜国立大学学長

モンチップ・タブカノン
シヴァ・タンピ
トルウオン・マイン・ティエン

タイ政府天然資源・環境省上席監察官(タイ)
前国連アジア太平洋経済社会委員会環境・持続可能開発部長
ベトナム天然資源環境・政策戦略研究所所長(ベトナム)

渡辺博史
ピーター・ウッズ
ルウチュウ・イェ
エマヌエル・ゼ・メカ

日本政策金融公庫 国際協力銀行経営責任者
オーストラリア政府環境水資源部首席広報官(オーストラリア)
中国環境保護部上席顧問(中国)
国際熱帯木材機関事務局長

【研究諮問委員】

クアンディー・チョティチャナエウォン

タイ環境研究所所長補佐(タイ)

ウォルフガング・クラマー

ポツダム気候変動研究所「地球システム解析」研究領域共同議長(ドイツ)

ジョン・ドレクサージ
藤倉良
井村秀文
サリムル・ハク
アデッ・イスランゲーン
アラン・タン・キー・ジン
亀山康子

国際持続可能開発研究所気候変動・エネルギー部長(カナダ)
法政大学人間環境学部教授
名古屋大学大学院環境学研究所教授
国際環境開発研究所気候変動グループ・マネージャー(英国)
タイ開発研究所研究専門員(タイ)
アジア太平洋環境法センター准教授(シンガポール)
独立行政法人国立環境研究所地球環境研究センター主任研究員

クァンギョン・カン
加藤久和
菰田文男
蔵元進
プーオン・リー
ハンス＝ヨッヘン・ルーマン

韓国環境政策・評価研究院 政策研究部門マネージャー(韓国)
名古屋大学名誉教授
埼玉大学経済学部経営学教授
財団法人地球産業文化研究所(GISPRI) 専務理事
東南アジア研究所研究員(シンガポール)

馬奈木俊介
森下研
ノーハヤティ・ムスターファ

グッパターナル気候・環境・エネルギー研究所 プロジェクト・コーディネーター(ドイツ)
横浜国立大学経営学部・大学院国際社会科学研究所准教授
エコマネジメント研究所代表取締役
マレーシア国際戦略研究所・環境科学技術局シニアアナリスト(マレーシア)

マンズ・ニルソン

ストックホルム環境研究所リサーチフェロー、政策・制度プログラムマネージャー(スウェーデン)

ジンギョウ・オー
B・シユダカラ・レディ
坂本和彦
イルカ・サボライネン
リーナ・スリバスターバ
竹内佐和子
オユナ・ツイデノヴァ

韓国エネルギー経済研究所(KEEI) 上席研究員(韓国)
インディラ・ガンジー開発学研究所教授(インド)
埼玉大学大学院理工学研究科教授
フィンランドVTT技術研究センター研究教授(フィンランド)
エネルギー資源研究所(TERI) 副所長(インド)
京都大学工学研究科客員教授
ロシア科学アカデミー・シベリア支部

ピーター・B・ユーリック

バイカル自然管理研究所研究員(ロシア)
ワイカト大学国際地球変動研究所 持続可能な地域社会開発プログラムのための統合計画及びガバナンス・マネージャー(ニュージーランド)

王青躍
エリック・D・ウイリアムズ
デトロフ・フォン・ウィンターフェルド
A. H. ザクリ

埼玉大学大学院理工学研究科准教授
アリゾナ州立大学准教授(米国)
国際応用システム分析研究所所長(オーストリア)
マレーシア科学大学持続性学トウアंक・チャンセラ・チェア(マレーシア)

【顧問】

海部 俊 樹	元内閣総理大臣、地球環境行動会議顧問
川口 順 子	参議院議員、元外務大臣、元環境大臣
近藤 次 郎	特定非営利活動法人環境テクノロジーセンター会長
村山 富 市	元内閣総理大臣、地球環境行動会議顧問
西澤 潤 一	首都大学東京学長、元東北大学学長
曲 格 平	中国環境保護財団理事長(中国)
エミル・サリム	元インドネシア政府環境大臣(インドネシア)
シュテファン・シュミットハイニー	持続可能な開発のための世界経済人会議名誉会長(スイス)
アヒム・シュタイナー	国連環境計画事務局長
モーリス・ストロング	アースカウンシル名誉会長(カナダ)
M.S. スワミナサン	スワミナサン研究財団会長(インド)
梅 原 猛	国際日本文化研究センター顧問

【参 与】

赤尾 信 敏	元在タイ日本国大使
伴 次 雄	社団法人全国森林レクリエーション協会理事長
畚野 信 義	株式会社国際電気通信基礎技術研究所相談役
福川 伸 次	財団法人地球産業文化研究所(GISPRI)顧問
原 剛	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
廣野 良 吉	成蹊大学名誉教授
石坂 匡 身	財団法人大蔵財務協会理事長
加藤 康 宏	独立行政法人海洋研究開発機構(JAMSTEC)理事長
大場 智 満	財団法人国際金融情報センター理事長
岡島 成 行	社団法人日本環境教育フォーラム理事長
佐々木 正 峰	独立行政法人国立科学博物館館長
末吉 竹二郎	国連環境計画・金融イニシアチブ(UNEP FI)特別顧問

(2010年3月31日現在)

【IGES設立憲章署名機関一覧】

合 計 48機関(アルファベット順、2010年3月現在)

【行政機関】16機関

オーストラリア連邦政府 環境・水資源・国家遺産・芸術省
 カンボジア王国 環境省
 カナダ 環境省
 中華人民共和国 環境保護部
 インド 環境・森林省
 インドネシア共和国 環境省
 日本国 環境省
 韓国 環境省

ラオス共和国 水資源・環境庁
 マレーシア 天然資源環境省
 モンゴル 自然・環境省
 ネパール王国 環境・科学・技術省
 ニュージーランド 環境省
 フィリピン共和国 環境・自然資源省
 タイ王国 天然資源・環境省
 ベトナム社会主義共和国 天然資源環境省

【国際機関】6機関

国際熱帯木材機関(ITTO)
 国連環境計画(UNEP)
 国連地域開発センター(UNCRD)
 国連訓練調査研修所(UNITAR)
 国際連合大学高等研究所(UNU/IAS)
 国連アジア太平洋経済社会委員会(UNESCAP)

【研究機関】26機関

アジア太平洋環境法センター(シンガポール)
 国際環境法センター(米国)
 アース・カウンシル研究所(コスタリカ)
 財団法人地球産業文化研究所(日本)
 インディラ・ガンディー開発研究所(インド)
 サセックス大学開発学研究所(英国)
 東南アジア研究所(シンガポール)
 マレーシア国際戦略研究所(マレーシア)
 国際環境アカデミー(スイス)
 ワイカト大学国際地球変動研究所(ニュージーランド)
 国際環境開発研究所(英国)
 国際持続可能開発研究所(カナダ)
 国際応用システム分析研究所(オーストリア)
 韓国エネルギー経済研究所(韓国)
 韓国環境政策・評価研究院(韓国)
 国立環境研究所(日本)
 ポツダム気候変動研究所(ドイツ)
 日中友好環境保全センター(中国)
 ストックホルム環境研究所(スウェーデン)
 エネルギー資源研究所(インド)
 タイ開発研究財団(タイ)
 タイ環境研究所(タイ)
 世界資源研究所(米国)
 フィンランドVTT技術センター(フィンランド)
 ワールドウォッチ研究所(米国)
 ヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所(ドイツ)

財団法人 地球環境戦略研究機関寄附行為

平成 9年4月21日 神奈川県知事設立許可
平成10年3月31日改正 内閣総理大臣認可
平成13年2月23日改正
平成14年8月20日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本機関は、財団法人地球環境戦略研究機関(以下、「本機関」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本機関は、主たる事務所を神奈川県三浦郡葉山町上山口2,108番11に置く。
2 本機関は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本機関は、「地球環境戦略研究機関設立憲章(以下、「憲章」という。)」の趣旨を踏まえ、新たな地球文明のパラダイムの構築を目指して、持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究(以下、「戦略研究」という。)を行い、その成果を様々な主体の政策決定に具現化し、地球規模、特にアジア・太平洋地域の持続可能な開発の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本機関は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 戦略研究を実施すること(国際機関、国・地方の政府、研究機関、企業及びNGO等(以下「他の機関」という。)との間の共同研究を含む。)
(2) 他の機関からの要請により、戦略研究を実施し、必要に応じ当該機関に対し、持続可能な開発に関する戦略策定への情報提供、勧告等を行うこと。
(3) 国際会議、セミナー等を実施すること(他の機関との共催を含む。)
(4) 各種の政策決定及び意思決定を行う会議に参加するなどにより戦略研究の成果を提案すること。
(5) 戦略づくりに関し研修コースの実施、研修員の受入等により研修を行うこと。
(6) 持続可能な開発に関する情報を収集し、整理し、提供すること。
(7) その他本機関の目的を達成するために必要な事業を実施すること。

(使用言語)

第5条 本機関の使用言語は、英語及び日本語とする。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 本機関の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された財産
(2) 設立後に企業及び個人等から寄付された財産
(3) 日本をはじめとする各国の政府及び地方公共団体からの任意拠出金

(4) 民間の財団等からの助成金
(5) 財産から生じる収入
(6) 会費収入
(7) 事業に伴う収入
(8) その他の収入

(財産の種別)

第7条 本機関の財産は、基本財産及び運用財産とする。
2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第8条 本機関の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
2 基本財産のうち現金は、郵便官署への定期貯金若しくは銀行等への定期預金、信託銀行への信託又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本機関の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、環境大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(戦略研究基金)

第10条 本機関の業務の円滑な運営に資するために戦略研究基金を置くこととし、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 戦略研究基金とすることを指定して寄付され、又は交付された財産
(2) 理事会で戦略研究基金とすることを議決した財産
2 戦略研究基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本機関の業務上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第11条 本機関の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第12条 本機関の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、評議員会の意見を聞き、理事会において理事現在数の過半数の議決を経、かつ、環境大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第13条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第14条 本機関の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の過半数の議決を経て、評議員会に報告し、その会計年度終了後3箇月以内に環境大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

2 本機関の決算に余剰金があるときは、理事会の議決を経て、その全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第15条 本機関が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、環境大臣に届け出なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第16条 第9条ただし書及び前条の規定に該当する場合、並びに予算に定めるものを除き、本機関が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の過半数の議決、及び評議員会の同意を経、かつ、環境大臣に届け出なければならない。

(会計年度)

第17条 本機関の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第18条 本機関に、次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上25人以内

(2) 監事 2人

- 2 理事の現在数(現在数が奇数である場合は、現在数から1を減じた数)の半数に1を加えた数を日本人とする。
- 3 理事のうち1人を理事長とする。
- 4 理事のうち1人又は2人を副理事長とする。
- 5 理事のうち1人を所長とする。
- 6 理事のうち1人を副所長とすることができる。
- 7 理事のうち1人を専務理事とする。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事は、互選により、理事長、副理事長、所長、副所長及び専務理事を選任する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1名とその親族その他の特別の関係にある者が理事である場合のこれらの理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(理事長等の職務)

第20条 理事長は、本機関を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。
- 3 所長は、第42条に定めるところにより、戦略研究及び研修に関する業務を行う。
- 4 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、その意を受けて、所長が行う業務以外の日常の業務を処理する。
- 6 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本機関の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第21条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会

- 及び評議員会又は環境大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため、必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

- 第22条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第23条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第24条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

- 第25条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

- 第26条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本機関の業務に関する必要な事項について議決し、執行する。

(種類及び開催)

- 第27条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。
- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

- (3) 第21条第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第28条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 通常理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の30日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の同意が得られる場合はこの限りではない。

(議長)

- 第29条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

- 第30条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第31条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第32条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及び結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第34条 本機関に、評議員25人以上35人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、憲章に署名した各国行政機関及び国際機関から委任を受けた者、又はその他の学識経験者であるものとする。
- 4 評議員には、第22条から第24条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第35条 評議員会は、評議員をもって構成する。

(評議員会の機能)

第36条 評議員会は、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事長の求めに応じ、又は必要な場合に、本機関の運営全般について審議し、理事長に対して助言する。

(評議員会の招集)

第37条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、評議員現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、請求のあった日から20日以内に評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の議長)

第38条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(評議員会の定足数、議決及び書面表決等)

第39条 評議員会には、第30条から第33条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(その他)

第40条 本章に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第41条 本機関に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。

3 顧問は、本機関の運営上根幹に関わる事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるとともに、所長に対しても助言することができる。

4 参与は、本機関の業務上重要な事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるとともに、所長に対しても助言することができる。

5 顧問及び参与の任期は、それぞれ3年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 研究体制

(所長の業務)

第42条 所長は、理事会の意を受けて次に掲げる業務を行う。

- (1) 戦略研究計画の決定及び進行管理
- (2) 戦略研究及び研修に関する年次報告書の作成並びに理事会及び評議員会に対する報告
- (3) 研究者の任免
- (4) 戦略研究及び研修に関し必要な事項の決定
- (5) 戦略研究及び研修に関する業務の統括

(研究諮問委員会)

第43条 本機関に、戦略研究の推進のための助言機関として研究諮問委員会を置く。

- 2 研究諮問委員会は、戦略研究計画の決定及び進行管理等の戦略研究の推進に係る事項について、所長に対して助言する。
- 3 研究諮問委員会の委員は、所長の意見を踏まえ理事長が選任し、委嘱する。
- 4 研究諮問委員会の委員は、憲章に署名した研究機関から委任を受けた者又はその他の学識経験者であるものとする。
- 5 研究諮問委員会の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠又は増員により選任された研究諮問委員会の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、研究諮問委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(研究員等)

第44条 本機関に、主任研究員、研究員、客員研究員及びその他研究に関わる職員を置く。

- 2 客員研究員とは、他の機関に所属する者であって、本機関の実施する戦略研究に従事する者をいう。
- 3 主任研究員、研究員及び客員研究員は、所長が任免する。
- 4 研究員及びその他研究に関わる職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、所長が定める。

(研修員)

第45条 本機関は、本機関に属する者以外の者を研修員として戦略研究に参加させることができる。

2 研修員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、所長が定める。

第8章 事務局

(設置等)

第46条 本機関の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。ただし、研究に関わる職員については、所長の意見を踏まえるものとする。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第47条 事務局には、常に次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員、研究諮問委員、研究員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第9章 会員

(会員)

第48条 本機関の目的及び事業に賛同する個人又は団体は、理事長が理事会の議決を経て別に定めるところに従い、本機関の会員となることができる。

- 2 会員は、本機関の事業に参加することができるとともに、戦略研究の成果等についての情報提供を受けることができる。
- 3 会員は、第1項の定めに従い、別に定める会費を納めるものとする。

第10章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第49条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第50条 本機関は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の認可を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第51条 本機関が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の認可を得て、類似の目的を有する団体又は当該財産を出資した団体に寄付するものとする。

第11章 補則

(委任)

第52条 この寄附行為に定めるもののほか、本機関の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則(平成9年)

- 1 この寄附行為は、本機構の設立許可があった日から施行する。
- 2 本機構の設立当初の役員、評議員、顧問及び参与は、第19条第1項及び第2項、第34条第2項、並びに第41条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第22条第1項、第34条第4項において準用する第22条第1項及び第41条第5項の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。
- 3 本機構の設立初年度の事業計画及び予算は、第12条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 本機構の設立初年度の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成10年3月31日までとする。

附 則(平成10年改正)

- 1 この寄附行為は、平成10年3月31日から施行する。
- 2 第18条第2項の規定については、平成11年3月31日までの間適用しないものとする。
- 3 所長については、平成10年3月31日以後、最初に開催される理事会の日まで、理事長が兼ねるものとする。
- 4 専務理事については、第18条第7項の規定にかかわらず当分の間欠員とすることができるものとする。
- 5 平成10年3月31日以後、第43条第3項の規定により、最初に理事長が選任し、委嘱する研究諮問委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。



IGES 2009年度 年報

財団法人地球環境戦略研究機関

発行:2010年9月

IGES

財団法人 地球環境戦略研究機関

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11
TEL: 046-855-3700 FAX: 046-855-3709
E-mail: iges@iges.or.jp URL: <http://www.iges.or.jp>

■ 東京事務所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1
日本プレスセンタービル6階
TEL: 03-3595-1081 FAX: 03-3595-1084

■ 関西研究センター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
人と防災未来センター東館4階
TEL: 078-262-6634 FAX: 078-262-6635

■ 北九州アーバンセンター

〒805-0062 北九州市八幡東区平野1-1-1
国際村交流センター2階
TEL: 093-681-1563 FAX: 093-681-1564

■ 北京事務所

100029 中華人民共和国北京市朝陽区育慧南路1号
中日友好環境保護中心508室 (IGES中日合作項目弁公室)
TEL: +86-10-8463-6314

■ バンコク事務所

c/o UNEP-RRC.AP, Outreach Bldg. 3F, AIT
P.O.Box 4, Klongluang, Pathumthani 12120, Thailand
TEL: +66-2-524-6441 FAX: +66-2-524-6233

■ APNセンター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
人と防災未来センター東館4階
TEL: 078-230-8017 FAX: 078-230-8018

■ 国際生態学センター

〒220-0073 神奈川県横浜市西区岡野2-12-20
横浜西合同庁舎3階
TEL: 045-322-1223 FAX: 045-322-1225

